

経済と経営 27-2 (1996.9)

〈論文〉

『国政』から『法』へ
 ——プラト[・]ォーンの国家論=法論における
 合理主義の変貌 (5), a)–5), n)))* ——

鈴木秀勇

5) 既に見たとおり¹⁾, プラト[・]ォーンは,

a) ア) i) 「最低限必要不可欠な国家」である限り, それが, いか「社会内分業」の上で「欠けることなく完結」するまでに「成長をとげ」ているにしても, ii) この「国家」の「市民」が「日々の生活を送ることのできる」「仕方」は, iii) α) 「社会内分業」が産み出す「労働の生産力の上での進歩」(A. スミス)を以ってようやく到達し得る・「市民」の「生存」の「確保」という・「生産」の《限度》と, β) この《限度》に階和する・「市民」の「欲望の適正」という・「欲望」の《限度》とを意味する・まことに「簡素」な「仕方」にとどまる, ——ということを示しているのであって,

iv) そのさい, プラト[・]ォーンは, ソークラテ[・]ェースをして, 「簡素」

* 本『経済と経営』。第26巻・第3号(1995年12月)までに掲載された拙稿の論文表題を, 本稿内容にしたがい改題した

1) cf. 本『経済と経営』。第26巻・第3号。1995年12月。253–258ページ

がもつ・上記・ α), β) の意味を, 「市民」の摂る食事を例に, (食事の内容の〈質素〉と, 食器・食卓の〈欠如〉とにも拘らず),

「大人も子どもも, 豪華な料理を楽しむことができます」²⁾, —— という言によって, 告げさせるのであるが,

イ) しかし, 他方, 傍にいるグラァウコォーンには,

i) (後出のとおり), α) ——「世間一般の慣わし」³⁾ となって現われる・「人間」の「欲望」(ないし, 「人間」の「魂」の「根元性質」の一つたる「欲望を抱く能力」⁴⁾) は, β) かかる・「生活」の「仕方」の「簡素」を耳にする「人間」に, ひたすら, そうした「惨めな思い」を「したくない」⁵⁾ と願わしめるのみである, —— と思料させるのであって,

ii) このところから, グラァウコォーンは, 口をはさんで, ソォークラァテェースに向かい,

「どうやら, あなたは, 市民たちに, 惣菜もつけずに, ご馳走を楽しませておいでのようですね」⁶⁾, と皮肉を呈するのである。

ウ) けれども, i) 前記の意味での「簡素」以外は念頭にないソォークラァテェースにとって, この言は, 皮肉とは気付かれず, 文言どおりに解され, それゆえ, ソォークラァテェースは,

「いや, これは, お言葉のとおりですな。市民たちが, 惣菜も口にすることができののを, 忘れておりました」, として, 人々が, 「塩, オリーブ油, チーズ」を手に入れることもでき, 「玉葱, 葉菜の類い」を茹で, 「無花果,^(いちじゅく) ひよこ豆, そら豆などの乾燥果実」や, 「ぎんばいかの実, 檉の実」を火に焙

2) “R.” II. Burnet, 372 · b, 5

3) cf. 本・5), a), 後出・オ), ii)。後出注番号・12) を付した引用文

4) cf. 本『経済と経営』。第 26 卷・第 1 号。1995 年 6 月。136-137 ページ; 149-164 ページ

5) cf. 前出脚注・3) に記した引用文

6) “R.” II. Burnet, 372 · c, 2-3

り、いな、「穀物酒で口をしめらせる」ことさえもできるのは、「言うまでもなく明らかです」⁷⁾、と応ずるのみであり、

ii) その上、このことととも、決して、あの「簡素」の《限度》をく超えるものではなく、したがって、そこには、「市民」が「お互いに突きつけ合う・已むに已まれぬ必要」⁸⁾が存することは、くあり得ないのであって、すなわち、「市民」は、「生活」の「仕方」の「簡素」ゆえの「健康」と、そして、互いにたいする「正義」の中に、とりもなおさず「平和」のうちに、生活を送る以外のものではないことを、つぎのように付け加えるのである。

「どうやら、市民たちは、このような仕方、健康 (*ὑγιεία* [ヒュギエイア]) に恵まれながら平和 (*εἰρήνη* [エイレーネー]) のうちに、一生を過ごし、^(とし)年老いてこの世を去る時には、子孫に、同じ・生き方を引き渡していくことができるようすな⁹⁾。

エ) ここに至って、クラテウコーンは、自らの意の伝わらぬのに業を煮やし、こう言い放つ。

「いえいえ、私が申しておりますのは、そういうことではありません、ソークラテースさん。あなたが、豚の国家を建設なさった場合、豚どもに、そうした食物とは別の・^(えき)どんな餌をあてがうことがおできになれたでしょうか、ということなのですよ」¹⁰⁾。

オ) i) これを聞いたソークラテースは、α) 自らの語る・「生活」の「仕方」の「簡素」とは、——「人間」の「食事」が、「豚」の「^(えき)餌」と異ならぬこと——と解されるのを悟りはしたものの、β) なお、——「簡素」が、「市民」の「健康」のみならず、相互の「正義」と「平和」とを保障

7) “R.” II. Burnet, 372 · c, 4–d, 1

8) cf. 本『経済と経営』。第26巻・第3号。1995年12月。253–255ページ

9) “R.” II. Burnet, 372 · d, 1–3

10) “R.” II. Burnet, 372 · d, 4–5

するものである、—— とする確信を脱することを得ないところから、

「ならば、どうせよ、とおっしゃるのですかな」¹¹⁾、と問い返すのにたいし、

ii) グラァウコォーンは、追いかぶせて、あの皮肉の真意を、つぎのように表明するのである。

「世間一般の慣わしどおりに (“Απερ νομίξεται [ハアペエル・ノオミイゼタアイ]), なさることですね。私の考えますに、惨めな思いをしたくない人々 (οὶ μέλλοντες μὴ ταλαιπωρεῖσθαι [ホオイ・メヅルロオンテエス・メエー・タアラアイポォーレエーエイストハアイ]) は、食卓用の椅子に腰を下すものですし、食卓から料理を皿に摂り、現に私たちが口にしております惣菜や乾燥果実を食卓に上せるもの、としますよ」¹²⁾。

b) ア) ここで初めてグラァウコォーンの考えに想い至ったとはいえ、ソークラァテエースは、

i) その言の〈意味〉を、まず、こう解くのである。

「ははん、と私は申したのです、わかりました。どうやら、私たちは今、ただに、国家がどのようにして産出されるかを吟味しているばかりでなく、欲望に耽る国家 (τρυφωσα πόλις [トリユプホォーサア・ポオリイス]) をもまた、吟味している、というわけですね」¹³⁾。

ii) もとより、「世間一般」が「欲望に耽る」ことを「慣わし」とする「国家」とは、「市民」が各自の「欲望」のゆえに「お互いに」「已むに已まれぬ必要」を「突きつけ合う」「国家」である以外になく、とりもなおさず、「不正義」が生じないではない「国家」にほかならない。

iii) それゆえ、ソークラァテエースが、上掲につづいて、つぎのように述べるのも、当然である。

11) “R.” II. Burnet, 372 · d, 6

12) “R.” II. Burnet, 372 · d, 7-e, 1

13) “R.” II. Burnet, 372 · e, 2-3

「いや、もちろん、それも、悪くはありませんな。と申しますのは、そうした類いの国家を吟味すれば、おそらく、私たちは、正義と、そしてまた、不正義とが、それぞれの国家に、どのような道筋で、生まれつきのものとなるのかを、見きわめることができる、と思われるからですよ」¹⁴⁾。

イ) こうした前置きにつづいて、ソークラテースは、グラウコーンの想いにある「欲望に耽る国家」と、あの「最低限必要不可欠な国家」とを、つぎのように〈対比〉させていく。

「立ち入って申せば、私たちがこれまで調べてきました国家は、簡素な国家 (*ἡ… ἀληθινὴ πόλις* [ヘエー…アレートヒイネエー・ポオリイス]) である、と私には考えられますし、いわば健康な国家 (*ἰγιῆς τις [πόλις]* [ヒユギイエース・ティス [・ポオリイス]) なのですな。しかし、なおお望みとあれば、[欲望で] 熱っぽく腫れ上がった・病める国家 (*φλεγμαίνουσα πόλις* [プフレグマアイヌウサア・ポオリイス]) のほうも、観察しておくことにしましょう。観察してならぬ、という理由は、なに一つありませんよ。なぜなら、世間の人々は、どうやら、私の申すことにご不満のようですし、さきほど述べました生活の仕方もまた、お気に召さないらしく、食卓用の椅子やら、食卓、その他の什器、加えて、惣菜、香油、香料、介添女、菓子、こうしたものの・一つひとつが、全部揃っていないなくてはならぬ、というわけですからね」¹⁵⁾。(〔 〕内は、引用者による)

ウ) しかし、〈双方〉の「国家」の〈相違〉を形づくる《最も肝要》な規定は、つづいて、以下のように述べられるものである。

「そうですとも。欲望に耽る国家の市民は、もはや (*οὐκέτι* [ウケエティ])、私が最初に挙げましたもの、すなわち、[食糧] 家屋、それに、衣服、履物 [だけ] を、必要不可欠な物 (*τὰναγκαῖα* [タァナァンカーアイア]) と見

14) “R.” II. Burnet, 372 · e, 3–6

15) “R.” II. Burnet, 372 · e, 6–373 · a, 4

做してはられないのであって ([οὐκ ἐπι] θετέον [トヘエテエオン]), また, 絵画にも, 刺繍にも, 手を出さずにはられないのですし (κινητέον [キィネエーテエオン]), ^(きん)金も象牙も, それに, こうした類いの一切のものを, 手に入れずにはられない (κτητέον [クテエーテエオン]) のですね。そういうことではありませんか。

おっしゃるとおりです, とグラァウコォーンは言うのでした¹⁶⁾。——([] 内は, 引用者による)

i) さて, ここで, 吟味されるべきは, ——「欲望に耽る国家の市民は, もはや, 私が最初に挙げ…たもの, すなわち, [食糧,] 家屋, … [だけ] を, 必要不可欠な物と見做してはられない」という文言が, <いかなる> 事態を意味しているのか, —— である。

ii) しかし, もとより, α) 「欲望に耽る国家の市民」という文言, 「もはや…ない」とする文言, 「私が最初に挙げ…たもの」という文言 —— これら一連の言表が示唆しているのは, β) 上掲の文言が表示している事態は, —— いうなれば《「最低限必要不可欠な国家」の「市民」は, 「食糧, 家屋, それに, …だけ」を, 「必要不可欠な物」と「見做さずにはられない」》—— という文言の意味する事態に<対置>されたものであり, γ) それゆえ, 前者の文言が意味する事態が<いかなる>ものであるかは, 後者の事態を知ることによって, ただちに明らかになるはずである, —— ということである。

エ) そこで, まず第一に。 i) 「必要不可欠な物」とは, <なに> を表示しているか —— から始めれば。

α) プラァトォーンが「必要不可欠な物」を表示している「名詞」・‘τὰ ἀναγκαῖα’ (ないし, ‘τὰ ἀναγκαῖα’) は, 「中性」形・「定冠詞」と「中性」形・「形容詞」とから成る ‘τὸ ἀναγκαῖον’ ([トォ・アナァンカァーアイオン])

16) “R.” II. Burnet, 373 · a, 4-8

の pl. 形であり、

β) 「形容詞」・‘ἀναγκαῖον’. [n.] (‘ἀναγκαῖος’. [m.] ; ‘ἀναγκαῖα’. [f.]) は、「逃げ場を与えない」；「逃げ場のない」；「必然の」；「不可欠の」を語意とし、‘τὰ ἀναγκαῖα’は、一つには、「生活の必需品」を、二つには、「なされずにはいない事柄」を、表わしたが、この「形容詞」の由来は、「名詞」・‘ἀνάγκη’ ([アナ^ンケ^エー]。「強力」, 「強制」, 「必然」) である。γ) しかし、‘ἀνάγκη’も、本来は、「形容詞」であって、‘ἀνάγκη τύχη’ ([アナ^ンケ^エー・テ^クヘ^エー]。「のっぴきならぬ運命」) の‘τύχη’ (「運命」) が消滅したもの、とされており、δ) さらに、この「形容詞」・‘ἀνάγκη’は、「前置詞」・‘ἀνά’ ([アナ^ア]) と「動詞」・‘ἀγγχειν’ ([ア^ンクヘ^エイン]。「(喉を) 絞めつける」) とからの「合成動詞」・‘ἀνάγγχειν’ ([アナ^アンクヘ^エイン]。「喉を絞めて窒息させる」) に発した、と見られるのであって、

ε) こうして、「必要不可欠な物」を表示する語・‘τὰ ἀναγκαῖα’の原意は、「それを免れることのできない物」であった、——と考えられる。

ii) しかし、ならば、「食糧、家屋」等は、いったい、《なに》〈にとって〉、「それを免れることのできない物」・「必要不可欠な物」であるのか。

α) それは、もとより、「私たち・人間」の「生存」〈にとって〉「必要不可欠な物」——の意である、とするほかはない。

β) 果たして。しかりである。というのは、想起すれば¹⁷⁾。プラトーンは、——「私たち・人間」の「一人ひとり」は、「おびただしい数にのぼる物を必要とする者 (ἐνδεής [エンデ^エエース])」¹⁸⁾ であり、それゆえ、「自給自

17) cf. 本『経済と経営』。第24巻・第3号。1993年12月。119-125ページ

18) この‘ἐνδεής’なる語は、本来、「形容詞」(「~に[第2格]欠けるところの」, 「~を[第2格]必要とするところの」) であって、「動詞」・‘ἐνδεῖν’ ([エンデ^エーエイン]) に由来する。この「動詞」は、「前置詞」・‘ἐν’ ([エン]。「~の中に」) と「動詞」・‘δεῖν’ ([デ^エーエイン]) とからの「合成動詞」であって、「~に[第2格]欠ける」, および、「~を[第2格]必要とする」の意をもった。これは、もともと、「動詞」・‘δεῖν’が、

足することのできる者ではなく、なればこそ、「互いに、その必要(χρειᾶ [クァレィアー])を充足させ合うため」の「交換」における「結合」・「共同居住」を不可欠とする者であって、この「共同居住」に、私たちは、「国家」という「名辞」を与えたのである、——とし、

γ) 「国家」の・かかる定義をうけて、「国家を造出せずにおかないのは、私たち・人間のもつ必要(χρειᾶ)である」と断定し、

δ) ついで、その「国家」は、「社会内分業」〈社会〉として〈のみ〉「国家」たり《得る》ことを論示するために、まず、

「その必要の・最大・最重要のもの」(μέγιστη τῶν χρειῶν [メギィステアー・トォーオン・クァレィオォン])は、「私たち・人間」の「存在すなわち生存を得るための(τοῦ εἶναί τε καὶ ζῆν ἔνεκα [トゥーウ・エーエイナァイ・テェ・カァイ・ゼェーエン・ヘエネエカァ])」・「食糧」, 「家屋」, 「衣服」, 「履物」の「確保」(παρασκευή [パラアスケウエー]) [の「必要」]である、——と〈規定〉し、

ε) そして、かかる「確保」が行われる「国家」を、「最低限必要不可欠な国家」と名づけたのであった。——

オ) 上掲について、 i) 予め言われるべきは、以下の事柄である。

α) 一方では、「私たち・人間」の「存在すなわち生存を得るため」に「確保」される「必要」のある「物」として「食糧」を含め〈四種類〉が挙げられているにとどまるにも拘らず、他方で、「私たち・人間」の「一人ひとり」は、「おびただしい数にのぼる物」を「必要とする者」である、——とされて

「～を [第2格] 欠く」を表示し、「デェーポォーネエーンズ動詞」・‘δεισθαι’ ([デェーイストハァイ]) が、「～を [第2格] 必要とする」の語義であったからである。

このように、《欠如》と《必要》との観念が融合していることは、本稿・本・b), 後出・オ), iv), α) の‘χρειᾶ’なる「名詞」の場合にも、共通に見られるところである。

いるのは、

β) 既に見たとおり¹⁹⁾、〈最終〉「労働生産物」は〈四種類〉にすぎないにしても、しかし、当の〈最終〉「労働生産物」が、その「確保」・「生産」に従事する・上記の「国家」の「市民」の「労働」によって、「自給自足」による場合に比し、「質においてより良く」・「量においてより多く」「生産」されるに至る過程には、「欠けることなく完結した」・「おびただしい数にのぼる」部門から成る「社会内分業」が《不可欠》である、ということである。

ii) さて、そこで。α) 前掲・エ), ii), δ)の〈規定〉にあって、「食糧」・「家屋」等の「確保」が、「私たち・人間」の「存在すなわち生存を得るため」のもの、とされていることは、

β) もとより、「食糧」・「家屋」等の「確保」が《欠如》し、とりもなおさず、「食糧」・「家屋」等が《欠如》しては、「人間」の「存在」すなわち「生存」もまた、《欠如》せざるを得ない、——という〈意味〉以外のものではなく、

γ) すなわち、「食糧」・「家屋」等は、「人間」の「生存」〈にとって〉「必要不可欠な物」である、という〈意味〉にほかならないのであって、

δ) このことが、前出・エ), ii), β)の初めに、——果たして、——と記した理由である。

iii) だがしかし。言うまでもなく、さらに問われるべきは、——プラトーンが、「食糧」・「家屋」等の「確保」の「必要」を、「人間」の「存在すなわち生存を得るため」の「最大・最重要」の「必要」と〈規定〉するに至った〈経緯〉は、いったい、〈いかなる〉ものであったか、——である。その〈経緯〉は、もとより、〈推測〉される以外にないが、下記のものであったのではあるまいか、と考えられるのである。すなわち、

α) プラトーンは、のちに、「社会内分業」を「自給自足」に〈対比〉

19) cf. 本『経済と経営』。第26巻・第3号。1995年12月。251-253ページ

させる時には、「食糧」を表わすのに、一つには、‘σίτια’ ([スィーティ[・]ア]。pl.; sg. ‘σίτιον’ ([スィーティ[・]オン])。 「穀物」, 「穀物から作った食品」, 一般に「食糧」) の語と、二つには、‘σίτος’ ([スィーイト[・]オス]。 上掲・‘σίτιον’ との同義以外に, 「飲料」 (‘ποτόν’ ([ポオト[・]オン])。 sg.; pl. ‘ποτά’ ([ポオ[・]タ[・]])) にたいする「食料」, また, 「飼料」の意) の語とを用いているか²⁰⁾,
β) これにひきかえ, 前掲の箇所では, ‘τροφή’ ([トロ[・]オ[・]プ[・]ヘ[・]エ[・]]。 「栄養」, 「食品」, 「食糧」) の語によって, 「食糧」を表わしている^{20-a)}。

γ) この・‘τροφή’ の語と言え。 (既に知ったとおり)²¹⁾, プラ[・]ア[・]ト[・]オ[・]ーンは, 「正義」の概念を規定する時に核心とした・「自然にしたがって」 (κατὰ φύσιν [カ[・]ア[・]タ[・]ア[・]・[・]プ[・]ヒ[・]ユ[・]ス[・]イ[・]ン]) という想念をヒ[・]イ[・]ツ[・]ポ[・]オ[・]ク[・]ラ[・]ア[・]テ[・]エ[・]ースから教えられたもの, と考えられるのであるが, この・人類最初の医学者であり医療者は, 「健康法」を形づくるものとして, 「人間」による・自らの「身体」の使用である「⁽³⁾労⁽³⁾作」 (πόνος) と並んで, 「人間」が「外部から」 (ἐξωθεν [エ[・]ク[・]ス[・]オ[・]ト[・]ヘ[・]エン])^{21-a)} 「⁽³⁾摂⁽³⁾取する」「食料」 (σίτα [スィーイ[・]タ[・]ア]。 プラ[・]ア[・]ト[・]オ[・]ーンも用いている・前掲の‘σίτος’の pl. 形) と「飲料」 (ποτά [ポ[・]オ[・]タ[・]ア], pl.; sg. ‘ποτόν’ ([ポ[・]オ[・]ト[・]オン])) を挙げており, そして, 他方で, これら「食料」・「飲料」を, 総じて‘τροφή’ (「栄養」) の語で言表してもいるのであった²²⁾。

20) “R.” II. Burnet, 369・e, 4, および, e, 5

20・a) “R.” II. Burnet, 369・d, 1

21) cf. 本『経済と経営』。第26巻・第1号。1995年6月。167-183ページ

21・a) 「外部から」という文言は, 『健康法について』に, ではなく, 『栄養について』中に用いられているものである。cf. 次脚注・22)

22) cf. 本『経済と経営』。第26巻・第1号。1995年6月。170-171ページ, および, 脚注・36)

ヒ[・]イ[・]ツ[・]ポ[・]オ[・]ク[・]ラ[・]ア[・]テ[・]エ[・]ースは, 全・四十五命題から成る『栄養について (“Περὶ Τροφῆς.” ([ペ[・]エ[・]リ[・]イ[・]・[・]ト[・]ロ[・]オ[・]プ[・]ヘ[・]エ[・]エ[・]ス]))』の中で,

δ) さて、そこで。ヒッポクラテースにあって「^(き)労作」を表わした‘*πόνος*’の語を、プラトーンが、「(「国家」と、さらには「正義」との〈規定〉にかかわってくる)「社会内分業」論において、《最重要》の概念としての「労働」を表示するのに用いているところに照らすならば、

ε) プラトーンは、——ヒッポクラテースが、上記のとおり、「人間」による・自らの「身体」の使用である「^(き)労作」と、「人間」が「外部から」「摂取する」「栄養」とが、「健康を得ること」(*ὑγιαίνειν* [ヒュギイアイネイン])にとり「肝要な事柄」である、と〈規定〉するのに学んで——、「人間」が自らの「労働」により自分の「外部から」「確保」する「食糧」、そ

「第二十一命題。栄養は、力をもたなければ、栄養ではない。栄養は、養うことができるのでなければ、栄養ではない。…」¹⁾、とした上で、

「第七命題。栄養のもつ力は、骨と、骨の・あらゆる部分となり、また、神経、血管、動脈、筋肉、膜、肉、脂肪、血液、粘液、骨髓、脳髓、脊椎、内臓諸器官と、その・あらゆる部分となり、また、体熱、氣息、汗となる」²⁾、と示し、

ついで、「第二十二命題。栄養は、内部からは(*ἐνδοθεν* [エンドトヘエン])、毛髪となり、爪となり、最末端露出面となり、外部からは(*ἐξωθεν* [エクスオートヘエン])、最末端露出面を経て、人体の最深部に(*ἐνδοτάτω* [エンドタトオー])達する」³⁾、と述べており、

さらに、栄養摂取の・時間上の先後による・「栄養の力」の交替について、

「第五命題。栄養は、外部から(*ἐξωθεν*)連続して摂取された(*ἐπεισκριθεῖσα* [エペイスクリトヘエーエイサア])上で、長い時間をかけて四肢全体に同化し(*διαπλεκεῖσα* [ディアプレケエーエイサア])、ある時間を経過すれば、ついには、以前に摂取された・他の栄養の力を失わしめる」⁴⁾、と語っている。

1) “Περὶ Τροφῆς.” Loeb Classical Library. Hippocrates. Vol. I. Cambridge (Mass.) & Lond., Harvard U-P., William Heinemann. 1984. p.348

2) op. cit., p. 344

3) op. cit., p. 348

4) op. cit., p. 344

してまた、「家屋」、「衣服」、「履物」をも、「人間」の「存在すなわち生存を得るため」の「物」、換言して、「生存」〈にとって〉「必要不可欠な物」とし、そして、そのところから、さらに、こうした「食糧」その他の「確保」の「必要」を、本稿・本・オ)、後出・vi) の理由により、「最大・最重要」の「必要」と〈規定〉したのである、——と〈推測〉しても、あながち、失当ではあるまい、と思われるのである。——

iv) さて、そこで。つぎに進んで、第二には。(前出・ウ)、ii)、β) のとおり)、——《「最低限必要不可欠な国家」の「市民」は、「食糧」、「家屋」等だけを、「必要不可欠な物」と「見做さずにはいられない》とする文言が、まず、〈いかなる〉事態を意味しているか、——である。

α) 前掲の・プラトーンの文言 (ii)、γ)、δ)) の・いずれにも用いられて「必要」を表示している・‘*χρείᾱ*’ の語から始めれば。この語は、(「動詞」・‘*χρᾶν*’ ([クフラーアン]。「(神が神託を) 託宣する」) の「中動相」形たる) ‘*χρησθαι*’ ([クフレーエストハイ]) に発するが、この「中動相」形・「動詞」は、その諸義のうちに、「～を(「第二格」・「名詞」) 欠いている」と、および、「～にたいする(「第二格」・「名詞」) 欲望を抱く」との語意をもったのであって、β) それゆえ、「名詞」・‘*χρείᾱ*’ は、対象・事柄の《欠如》と、かく《欠如》している対象・事柄に向かう「欲望」と、そして、当の対象・事柄にたいする「必要」という・三つの名辞が、しかし、〈同一〉の事態の・〈相異なる〉言表にほかならないことを告げている語である、と言い得る²³⁾。

γ) つぎに。前出・ii)、β) のとおり、「食糧」、「家屋」等が《欠如》するとは、とりもなおさず、「人間」の「生存」の《欠如》であるが、

δ) しかし、《欠如》とは、《欠如》が〈感じられる〉ことの中に存在するにすぎないのであり、ε) そして、ある事柄が《欠如》していると〈感ずる〉ことは、上記・本・iv)、β) によって、当の事柄に向かう「欲望」が生じて

23) cf. 前出脚注・18) の・‘*ἐνδεής*’ についての記述

いることにほかならないのであって、

ε) それゆえ、「食糧」、「家屋」等が《欠如》していると〈感ずる〉ことは、これらの「物」にたいする「欲望」を、そして、同時に、「生存」にたいする「欲望」を、抱くことと〈同一事〉なのである。

ν) しかるに、 α) 《欠如》している「食糧」・「家屋」等にたいする「欲望」とは、 β) 当然、直ちに、それらの「確保」にたいする「欲望」であり、

γ) そして、《欠如》している・これらの「物」の「確保」にたいする「欲望」が「充足」されるのは、 δ) 当の「物」の「生産」によるほかはなく、

ε) したがって、「食糧」・「家屋」等の「確保」にたいする「欲望」は、同時に、これらの「物」の「生産」にたいする「欲望」であらざるを得ない。

vi) だが、 α) 前出・ii) により、また、iv) のとおり、上記の「欲望」は、ことごとく、自らの「生存」にたいする「欲望」にほかならず、

β) そして、後者の「欲望」は、通常、「人間」が抱く「欲望」の《最大》のものであるのであるから、

γ) 「食糧」・「家屋」等の「確保」・「生産」にたいする「欲望」、(すなわち、上記・β) によって、とりもなおさず、「生産」にたいする「必要」) もまた、「人間」の「欲望」・「必要」の《最大》のものであるほかはないのであって、

δ) このところに、プラトーンが、(前掲のように)、——「私たち・人間」のもつ「必要」の「最大・最重要のもの」は、「食糧」、「家屋」、「衣服」、「履物」の「確保」(／「生産」)[の「必要」]である、——と〈規定〉する〈理由〉がある、としなければならないのである。

カ) ところで、 i) α) この「最大・最重要の必要」は、当然、「国家」を「造出」するものとしての「必要」であり、 β) しかも、その「国家」とは、「最低限必要不可欠な国家」以外のものではなく、

γ) そして、この「国家」は、ひとり「社会内分業」〈社会〉としてののみ〈成立し得る〉のであったが、

δ) しかし、その「国家」にあっては、一方で、「社会内分業」が産み出す

「労働の生産力の上での進歩」を以ってしても、なおまた、「社会内分業」が「欠けることなく完結した」段階においてさえも、「確保」・「生産」される「労働生産物」の「質」と「量」とは、「市民」「一人ひとり」の「生存」〈にとって〉〈過・不足のない〉《限度》に《とどまる》ものにすぎないのであったし、

ε) また、他方で、こうした「最低限必要不可欠な国家」における「市民」「一人ひとり」の「欲望」も、かかる《限度》の「質」と「量」との「労働生産物」にたいする「欲望」という《限度》に、《とどまる》ものであったのである^{23-a)}。

ii) そこで、「欲望」がこうした《限度》に《とどまる》、という事態が生ずる〈根拠〉は、あらためて言えば、下記の・α)－ε)にある、とするほかはならない。すなわち、

α) 上記・i) の・自らの「生存」〈にとって〉「必要不可欠」な「質」と「量」という《限度》の「物」にたいする「欲望」と、そして、それゆえ、そうした「物」の「確保」・「生産」にたいする「欲望」とが、

β) ほかでもなく、前出・オ), vi), β) の・通常、「人間」が抱く「欲望」の《最大》のものであることは、言うを俟たない。

γ) とはいえ、この・《最大》の「欲望」にしても、上記・i) の《限度》における・「物」の「確保」・「生産」によって「充足」される「欲望」であり、

δ) そして、《最大》の「欲望」がかくして「充足」される以上、この「欲望」を《超え出る》「欲望」が生起することは《あり得ない》のも、もとよりであり、 ε) すなわち、「市民」「一人ひとり」が、そうした・《超え出る》「欲望」を抱くことは、《生じ得ない》のである。――

ξ) そして、上記の〈根拠〉があればこそ、(先に再言したとおり)²⁴⁾、「最低限必要不可欠な国家」においては、「市民」「一人ひとり」の抱く「欲望」

23・ a) cf. 本『経済と経営』。第 26 卷・第 3 号。前出脚注・1) と同箇所

24) cf. 前脚注・23・ a)

は、自らの「生存」〈にとって〉「必要不可欠な物」にたいする「欲望」という《限度》に《とどまらざるを得ず》、換言すれば、上記・i)の《限度》における「物」の「確保」・「生産」によって「充足」される「欲望」、という意味で「適正」な「欲望」で《あらざるを得なかった》のである。

iii) さて。以上の経緯により、 α) 「市民」「一人ひとり」の「欲望」が、上記・ii), ξ) の《限度》の「欲望」に《とどまらざるを得ない》という事態は、 β) ほかでもなく、——《「最低限必要不可欠な国家」の「市民」は、「食糧」・「家屋」等だけ》を、「必要不可欠な物」と「見做さずにはいられない》——という文言の〈意味〉でなくてはならない。

iv) であるとすれば、 α) ——「欲望に耽る国家の市民は、もはや、私が最初に挙げ…たもの、すなわち、[食糧,] 家屋, … [だけ] を、必要不可欠な物と見做してはいられない」——という文言が〈意味〉している事態は、 β) 「欲望に耽る国家」とは、その「市民」の「欲望」が、自らの「生存」〈にとって〉「必要不可欠な物」である「[食糧,] 家屋」等にたいする「欲望」という《限度》を、したがって、また、かかる「物」の「確保」・「生産」にたいする「欲望」という《限度》を、《超え出る》もので《あらざるを得ない》、——という事態であって、 γ) それゆえ、かかる事態は、上記・iii)の事態に、まさしく〈対置〉される性質のものなのである。

キ) 果たして、i) このように〈対置〉されるべきものであるところに、プラトーンが、(既に本・b), 前出・イ), ii) に述べたとおり), 「欲望に耽る国家」の・「最低限必要不可欠な国家」にたいする・《最も肝要》なく相違〉を見ている、ということは、

ii) α) (後出のように), プラトーンが、「欲望に耽る国家」群は、〈版図拡大〉の〈侵略〉「戦争」に突入せざるを得ないとして、その《必然》の〈真因〉を告げる時、

β) こうした「国家」ないし、その「市民」は、——「必要不可欠な物 [に

たいする欲望] という限度 (ὁ ὄρος [ホオ・ホオロオス]) を逸脱して(ἵπερβάνοντες [ヒユペエルバァノオンテェース]。「超え出て」, 「踏み超えて」), 財貨の・無限の (ἄπειρος [アペエイロオス]) 獲得に狂奔する…²⁵⁾, —と言表されていることによって, 裏書きされるのである。

ク) そして, また, i) α) 前述の「限度」を「逸脱」する「欲望」が, 「市民」を「狂奔」せしめずにはいない《必然の力》を有するものであることは,

β) 「市民は, …見做してはられないのであって, また, 絵画にも…手を^手出さずには^手られない」し, 「^(きん)金も象牙も^手に入^手れずには^手られない」, と表現されているとおりであり,

γ) なればこそ, この「国家」は, また, 「[欲望で]熱っぽく腫れ上がった・病める国家」と呼ばれるのである。

ii) こうして. α) 「絵画」等, ならびに, 「^(きん)金」等——「人間」の「生存」〈にとって〉「必要不可欠」《ならざる》対象・事柄へ向かって「市民」を「狂奔」せしめる「欲望」と,

β) 「食糧」, 「家屋」等を「生存」〈にとって〉「必要不可欠な物」と「見做」させめる「欲望」とは,

γ) いずれも, 《等しく》, 《必然の力》を「人間」の上にふるうとはいえ,

δ) にも拘らず, 「欲望」の性格としては, 互いに《全く異質》のものであることは, もとよりである。

ε) なぜなら. 後者の「欲望」は, (再言すれば), 「人間」の「生存」〈にとって〉「必要不可欠な物」にたいする, したがってまた, かかる「物」の「生産」にたいする「欲望」という「限度」に《とどまる》ものであるのにひきかえ,

ζ) 前者の「欲望」は, この「限度」を《超え出て》・「逸脱」した「欲望」,

25) cf. 後出脚注・31) に記した引用文

とりもなおさず「無限」に多数の・「生存」〈にとって〉「必要不可欠」《ならざる》対象・事柄にたいする「欲望」であり、(プラトーンの言うとおりの「無限」の(財貨)「獲得」の原動力たる「欲望」であるからである。

iii) そして、 α) 「欲望」がこのように「無限」であることの理由は、 β) その「欲望」が、(本稿・後出・e), ウ)–オ), キ), ; f), イ); g), ウ) に述べられるとおりの、「理性を使用する能力」による・ある《作用》(プラトーンの言う「統御」・「支配」)を受け《ない》時の「欲望を抱く能力」から発してくる「欲望」であり、すなわち、その「欲望」が、「理性を使用する能力」からある《限定》を課せられては《いない》「欲望」である、——というところにある、と解さなければならない。

iv) そして、また、(これも、そのさいに述べられるように)、「最低限必要不可欠な国家」が「社会内分業」〈社会〉として〈成立〉し《得る》のは、ひたすら、上記・iv), β) の・「欲望を抱く能力」にたいする・「理性を使用する能力」からの・ある《作用》にのみよるものであるから、

β) 「欲望に耽る国家」は、(次・c), ア), i), β) に挙示される・)「市民」の〈業務〉に照らせば「社会内分業」〈社会〉であるかのように見えるにも拘らず、しかし、決して、かかる〈社会〉では《あり得ない》のである。

c) さて。ア) プラトーンは、i) α) さきに見た・「無限」の「欲望」のままに「狂奔」する「市民」の〈人口の増大〉が、あの「健康な国家」を、

「もはや、余裕のないもの」とし、「否、もはや、必要不可欠という根拠によらずに (οἰκέτι τοῦ ἀναγκαίου ἐνεκά [ウケエティ・トゥーウ・アナァンカァイウ・ヘエネエカァ]) 市民となっている (ἐν ταῖς πόλεσιν [エン・タァーアイス・ポオレエスィン]) 者たちの集団 (ὄγκος [オンコオス]) と大群(πλῆθος [プレエトホオス])とで、はち切れるのを免れないもの」^{25-a)},

25・a) “R.” II. Burnet, 373・b, 3–5

とする、と述べ、

β) そして、かかる・「市民」の「集団」と「大群」とは、

「例えば、あらゆる種類の狩獵者、あらゆる種類の模倣者、すなわち、形態と色彩とに〔／絵画に〕携る・おびただしい数にのぼる人々、音楽に携る・おびただしい数にのぼる人々、…のことである」²⁶⁾、と示しているが、

ii) α) 上掲中の——「もはや、必要不可欠という根拠によらずに市民となっている者たちの集団と大群…、例えば、…おびただしい数のぼる…人々」という文言と、

β) 前出の——「…市民は、もはや、…〔食糧、〕家屋、…〔だけ〕を、必要不可欠な物と見做してはられないのであって、また、絵画にも(…οἰκέτι…, ἀλλὰ…τε…〔…ウケエティ…、アッラア・…テエ・…〕)、…にも、手を出さずにはられない…し、^(きん)金も…手に入れずにはられない…」という表現とからすれば、

iii) かかる「国家」の「市民」としてプラトーンが想定しているのは、

α) 一方に、「生存」〈にとって〉「必要不可欠な物」の「生産」に従事する「農耕夫」その他の「市民」と、

β) 他方に、「生存」〈にとって〉「必要不可欠」《ならざる》対象・事柄へ向かう「欲望」によって「狂奔」せしめられる「市民」の「大群」との、

γ) 言うならば、「生産」する「市民」と、〈非「生産」〉の「市民」との二つの《群》である；——とするほかはない。

iv) とすれば、もとより、α) 「生産」する「市民」群が、自らの「生存」〈にとって〉のみならず、〈非「生産」〉の「市民」の「大群」の「生存」〈にとって〉も「必要不可欠」な「食糧」、その他の「物」を「生産」し、

β) こうして、〈非「生産」〉の「市民」の「大群」は、自らの「生存」を、かかる・「生産」する「市民」群による「生産」に《依存》せしめざるを得な

26) “R.” II. Burnet, 373・b, 5-6

いのであるが、

γ) しかし、(既に知られているとおり)、その「生産」は、ただ、「生産」する「市民」群自身の「生存」を「確保」するのに〈必要にして、かつ十分〉の「限度」に《とどまらざるを得ない》のであってみれば、

δ) 「食糧」のみをとっても、双方の群の「市民」の「生存」上の「必要」を「充足」せしめ得る「生産」は、〈尨大〉な数の「農耕夫」と、また、〈広大〉な〈農耕地〉の保有とを、《不可避》ならしめることになる。——

イ) このようにして、 i) ——「欲望に耽る国家」は、「最低限必要不可欠な国家」にひきかえ、〈必然に〉、《人口》が〈増大〉し、したがって、なによりも「食糧」の生産量を〈増加〉せしめざるを得ないところから、《領土》の〈拡大〉を免れない、——という・その経緯を、プラトーンは、

α) まず、「としますと、当の国家〔／欲望に耽る国家〕を、もっと版図の大きなものにしなくてはならないのではありませんかな。なぜかと申せば」²⁷⁾として、

β) それの〈根拠〉を、(前掲を再示すれば)、「あの・健康な国家は、もはや、余裕のないものになっているからですし、否、もはや、必要不可欠という根拠によらずに市民となっている者たちの集団を大群とで、はち切れるのを免れないものになっているからです」²⁸⁾、と示し、

γ) さらにまた、「それに、申すまでもありませんが、土地は、以前には、以前の数の市民の食糧を賄う余裕がありましたのに、今となっては、余裕を失って手狭とならざるを得ません」²⁹⁾、と告げるのであり、

ii) そして、つづいて、 α) 「私たちの国家は、牧畜と農耕とを行う余裕のある土地を手に入れたいとなれば、隣接の国家から土地の一部を切り取る

27) “R.” II. Burnet, 373 · b, 2

28) 前出脚注番号・25 · a) を付した引用文

29) “R.” II. Burnet, 373 · d, 4-5

ほかはありませんし、隣接の国家もまた、…、やはり、私たちの国家から土地の一部を切り取るほかないのではありませんかな³⁰⁾——と語って、

β) 〈領土争奪〉の「戦争」が、「欲望に耽る国家」の行きつく・〈必然〉の運命である、と断定するのである。

iii) しかし、かかる「戦争」の〈端緒〉は、(前記のとおり)、——「生存」〈にとって〉「必要不可欠」《ならざる》対象・事柄に向かう「欲望」に「狂奔」する・〈非「生産」〉の「市民」の「大群」が、自らの「生存」を、「生産」する「市民」群による「生産」に《依存》せしめざるを得ない、——というところにある、としなければならない。

ウ) したがって、プラトーンが、 i) この「戦争」の〈真因〉を語って、(前掲・イ), ii), α) を、補足・再示すれば)

「私たちの国家は、牧畜と農耕とを行う余裕のある土地を手に入れたいとなれば、隣接の国家から土地の一部を切り取るほかはありませんし、隣接の国家もまた、必要不可欠な物(τὰναγκαῖα) [にたいする欲望]という限度(ὄρος [ホオ・ホオロオス])を逸脱して(ἵπερβάουοντες [ヒユペエルバァノオンテェス])。「現在・不定法」形は、'ἵπερβαίνειν' ([ヒユペエルバァイネェイン])。「超え出る」、「踏み越える」)、財貨の・無限の(ἄπειρος [アペエイロオス])獲得に狂奔する場合には、いつも必ず、私たちの国家から土地の一部を切り取るほかないのではありませんかな³¹⁾、と言う時、

ii) α) この「戦争」は、本稿・前出・b), オ) 以下、本・c), イ) までに吟味した事態・すべての《帰結》にほかならないのであり、β) 約言すれば、「欲望に耽る国家」の中の・〈非「生産」〉の「市民」の「集団」・「大群」が抱く「欲望」、すなわち、「人間」の「生存」〈にとって〉「必要不可欠」な「物」と、その「生産」とにたいする「欲望」という「限度」を「逸脱した」

30) "R." II. Burnet, 373 · d, 7-9

31) "R." II. Burnet, 373 · d, 7-10

「欲望」が、かかる「国家」群を突入せしめずにはおかない《破局》なのである。

d) ところで。ア) こうした・〈非「生産」〉の「市民」群を形づくるのは、(前掲に、「例えば」として挙げられた)「狩獵者」,「模倣者」すなわち、「絵画に携わる・おびただしい数にのぼる人々, 音楽に携わる・おびただしい数にのぼる人々」につづいて示されているところでは、

i) α) 「詩劇作者」, これの「協力者」, すなわち, 「[詩の]吟詠者」と「[劇の]演技者」および「合唱舞踊者」,

β) 転じて, 「被雇用請負人」(／被雇用賃銀労働者の手配師)

γ) また, 「一切の調度品の製作職人」, δ) 「男子用のみならず婦人用装飾品の製作職人」であり,

ii) 加えて, 「多岐にわたる用向きの召使」, すなわち, α) 「童子の付添係」, 「乳母」, 「童子の躰け係」, β) 「衣裳係」, 「整髪係」, 「惣菜調理係」, 「料理係」, γ) そして, 「家畜飼育係」, —— である³²⁾。

イ) i) これらの「市民」は、(前述のとおり), 「欲望に耽る国家」の中で自らの「生存」〈にとって〉「必要不可欠」《ならざる》「欲望」を、互いに「充足」させ合うにすぎない者たちであり、すなわち, 「必要不可欠な物」の「生産」には《無縁》の者、それゆえ、本来、〈存在すべからざる〉《不「必要」》の「市民」であるが、

ii) そのことを、プラトーンもまた、つぎのように表現している。

「こうした手合いの市民 (τοῦτο [トゥーウトォ]) は総じて、もちろん、私たちの・以前に吟味した国家の中に、存在しなかったのです。—— なぜなら、その国家は、このような市民を誰一人、必要とはしなかったからですな (ἔδει γὰρ οὐδέεν [エデエイ・ガアル・ウデエン]) ——。ところが、他方、いま吟味している国家では、こうした手合いの市民を、さらに加えて必要と

32) “R.” II. Burnet, 373 · b, 7-c, 4

せざるを得ないので (προσδεήσει [プロオスヴェエーセエイ])³³⁾。

α) 上掲中の語・「さらに加えて必要とせざるを得ない」(‘προσδεήσει’)の「現在・不定法」形は, ‘προσδείσθαι’ ([プロオスデ・エイストハイ])。これは, 「前綴」として用いられている「前置詞」・‘πρός’ と, 「動詞」・‘δεῖν’ ([デ・エイン]。 「誰々に [第三格], 何々が [第二格] 欠けている」, 「(誰々に [第三格], 何々が [第二格] / 誰々が [第四格] 必要である)」) の「中動相」形・‘δεῖσθαι’ ([デ・エイストハイ]。 ‘δεῖ’ と同義。ここでは, 「デ・エ・ポ・オー・ネ・エ・ンス」動詞, 「(何々を [第二格]) 必要とする」の意) との「合成動詞」であって, ‘πρός’ が「前綴」となっているのは, 「前置詞」としての語意・「~に加えて」, 「~以外に」, 「~のほかに」による。なお, ここで用いられている ‘προσδεήσει’ は, 「直接法・現在・第三人称・単数・未来」形であり, 《必然》を表示するものである。

β) したがって, 上掲の言表にプラトーンが託した意味は, —— 「「食糧」, 「家屋」, その他, 「人間」の「生存」〈にとって〉「必要不可欠な物」と, そして, それの「生産」とにたいする「欲望」・「必要」〈以外〉の・「ほかの」, とりもなおさず, これを「逸脱」した・《不「必要」》な「欲望」・「必要」が, かかる「物」の「生産」に《無縁》であり, 本来「存在」〈すべからざる〉・《不「必要」》な, すなわち, 「こうした手合いの」と〈蔑視〉される「市民」の「大群」を, しかし, 「存在」せしめているのである, —— というところにある。

iii) プラトーンは, さらに, この〈蔑視〉を, 上記の「欲望」と「必要」との《不「必要」》・即《空しさ》を告げる・下掲の文言によって, 示すのである。

「もちろん, このほかにも, 総じて人々が必要とし次第, 数え切れない種類の肉料理が必要とならざるを得ないのでね。そういうことではありませ

33) “R.” II. Burnet, 373・c, 4-6

んか」³⁴⁾。

iv) 加えてまた、プラトーンが、「最低限必要不可欠な国家」それゆえ「健康な国家」の「市民」が摂る・あの「簡素」な〈穀食〉にひきかえ、こうした・「数え切れない種類」の〈肉食〉が、「欲望に耽る国家」の「市民」の〈疾病〉を増加させ・「健康」を蝕む害について、

「以前と比べ、このような・日々の食事を摂る私たちは、医療者を必要とする (*ιατρῶν ἐν χρείαις* [イアトロォン・エン・クッレエイアイス]) こともまた、はるかに多く (*πολὺ μᾶλλον* [ポオリュ・マァーアルロン]) ならざるを得ないのではありませんかね」³⁵⁾、と語るのは、

α) 「生存」〈にとって〉「必要不可欠」という「限度」を「逸脱」した「欲望」・「必要」に「耽る国家」は、β) 「市民」が「医療者を必要とする」・〈疾病〉の「国家」であり、まさしく「病める国家」であって、とりもなおさず、「市民」に「健康」を失わせ「生存」をも危からしめる「国家」にほかならない、——という《危殆》を告げているものである。

v) こののち、α) プラトーンは、先にふれたとおり、かかる「国家」間の〈領土争奪〉「戦争」に論を移し、したがって、「国家」の「防衛者」を主題にすることになるが³⁶⁾、

β) しかし、少なくとも本稿・本・ウ) に見た論述に託された・プラトーンの意図は、——「最低限必要不可欠な国家」にあっては、「生存」〈にとって〉「必要不可欠な物」と、その「確保」・「生産」とにたいする、という「限度」を「逸脱」し《ない》「欲望」が、「市民」に、「健康」と「正義」と「平和」とにおける「生存」を「確保」せしめるのにひきかえ、

34) “R.” II. Burnet, 373 · c, 6–7

35) “R.” II. Burnet, 373 · d, 1–2

36) cf. 本『経済と経営』。第24巻・第4号。1995年3月。155–156ページ。第26巻・第3号。271–277ページ

γ) 「欲望に耽る国家」の場合には、かかる「限度を逸脱」した「欲望」・「必要」が、「市民」を〈疾病〉と「不正義」と「戦争」とにおける・「生存」の〈危殆〉に陥れずにはいない、とするところに、

δ) とりもなおさず、〈両様〉の・「欲望」の〈在り方〉を《対置》し、と同時に、それぞれの「欲望」の・《必然》の〈帰結〉を《対比》させるところにある、——と解すべきである。

エ) とすれば、加えて吟味されなくてはならないのは、

i) 「社会内分業」〈社会〉としての「最低限必要不可欠な国家」にかんしてこれまでに知られた・プラト[・]ーンの立論に照らす時、

ii) α) 果たして、「欲望に耽る国家」もまた、「社会内分業」〈社会〉であるのか、 β) ないしは、「社会内分業」〈社会〉たり《得る》のか、——という事柄である。

e) そこで。ア) 想起されるべきは、当然、「社会内分業」が語っている〈論理〉であるが、この〈論理〉によれば、

i) 「社会内分業」が〈存立〉するとは、

α) なによりもまず、——この方法を採用〈生産者〉（「最低限必要不可欠な国家」の「市民」）「一人ひとり」が、 β) 自らの「個人の利益」を〈追求〉する《行動》は差し置いて、それよりも、 γ) 〈生産者〉「全部」の「共同の利益」の〈追求〉という《行動》を、 δ) 《優先》させる、——ということ〈以外の・なにものでもない〉のであった。

ii) この場合、 α) 「個人の利益」とは、「人間」「一人ひとり」の「生存」〈にとって〉「必要不可欠な物」（「食糧」、「家屋」、「衣服」、「履物」）の「量」と「質」とにたいする・各〈生産者〉の「欲望」・「必要」を「充足」させることであり、

β) そして、こうした「個人の利益」を〈追求〉する、という《行動》とは、ほかでもなく、各〈生産者〉が、「自給自足」の《行動》をとること、

γ) すなわち、プラト[・]ーンの規定にしたがえば、——〈生産者〉「一人ひ

とり」が、上記・i), α) の「欲望」・「必要」の「充足」を、「ひとりわが身のためだけ」に図ることを「承知するにとどまり」、《他》の〈生産者〉について「充足」を図ってやる「面倒はご免をこうむって」「わが身ひとりの力〔労働〕をたよりに」、所与の「継続時間すなわち労働」の「量」を〈等分〉して自分に「必要不可欠な物」の各〈種類〉に「支出」し、すなわち、「わが身ひとりのための生産作業」を行おうとする《行動》、

δ) 約言すれば、《他》の〈生産者〉の「個人の利益」はこれをことごとく《無視》し、ひたすら《自ら》の「個人の利益」《のみ》を〈追求〉する、という《行動》をとることであった³⁷⁾。

iii) 他方。 α) 「共同の利益」とは、上記と同じ「必要不可欠な物」が、〈生産者〉「全部」にわたる「必要」を「充足」する「限度」の「量」と「質」とにおいて「生産」されることであり、ないしは、こうした「限度」の「労働生産物」として集積されることであって、

β) そして、かかる「共同の利益」を〈追求〉する《行動》とは、上記・α) の「生産」にあたり、各〈生産者〉が「社会内分業」の方法にしたがう《行動》をとること、

γ) すなわち、これまた、プラトーンの規定によれば、——〈生産者〉「一人ひとり」が、「自分自身の労働生産物を、全部の人間に、共同のものとして分配する」、という《行動》、

δ) 詳言すれば、《自ら》と《他》の〈生産者〉との「全部」を、「必要不可欠な物」にたいする「欲望」・「必要」の「充足」に与らしめるため、各〈生産者〉が、「自給自足」による場合と《等量》の「継続時間すなわち労働」の「量」の〈ことごとく〉を、各《一種類》の・《互いに別個》の「労働生産物」の「生産」に「支出」し、かくして「生産」された「労働生産物」の集積を、〈生産者〉の相互《分化》と〈表裏一体〉の相互《牽引》たる「交換」によっ

37) cf. 本『経済と経営』。第26巻・第1号。1995年6月。125-126ページ

て)「共同に分け合う」, という《行動》をとることであった³⁸⁾。

iv) さらに, 想起すれば。

α) 「個人の利益」を〈追求〉する《行動》——「自給自足」——は, もとより, 「共同の利益」を形成することが《あり得ない》のみか,

β) 〈追求〉の対象たる「個人の利益」すら, 「確保」し《得ない》が,

v) これにひきかえ, α) 「共同の利益」を〈追求〉する《行動》は, β) 当の「利益」を「確保」するにとどまらず,

γ) さらにまた, それの《意図されざる》《結果》において「個人の利益」をも「確保」する《行動》であることを, あらわにするものであり,

δ) また, 《同時に》, (上記・iii), δ) からすれば), 一面で「生産」における「社会内分業」と, 他面で「労働生産物」の「交換」・「配分」とから成る〈社会〉——すなわち, 上記の《行動》をとる「個人」の〈総体〉の「共同の利益」としての(「最低限必要不可欠」な)「国家」——を《成立せしめる》ものであった。

i) ところで。 i) 「個人の利益」ないし「共同の利益」を〈追求〉する《行動》とは, 言うまでもなく, それぞれの「利益」を「確保」したい, という「欲望」, ないし, 「確保」しよう, とする「意志」を, 原動力とする以外のものではない。

ii) それゆえ, α) (前出のように), 〈生産者〉(・「市民」)「一人ひとり」が, 己れの「個人の利益」を〈追求〉する《行動》よりも, 〈生産者〉「全部」の「共同の利益」の〈追求〉する《行動》を《優先》せしめることは,

β) もとより, その「一人ひとり」にあつて, 「個人の利益」の「確保」よりも, 「共同の利益」の「確保」を《優先》させたい, とする「欲望」, ないし, 《優先》させよう, という「意志」を, 原動力とするものである。

iii) してみると。 α) 「社会内分業」の〈存立〉とは,

38) cf. 本『経済と経営』。第 26 卷・第 1 号。前脚注と同箇所

β) このように《優先》させることにたいする「欲望」・「意志」を原動力とする《行動》の〈生起〉、あるいは、《行動》の原動力たる・かかる「欲望」・「意志」の〈生起〉にほかならないことになる。

ウ) だがしかし。 i) α) 「共同の利益」の「確保」を、「個人の利益」の「確保」よりも《優先》させる「欲望」・「意志」、および《行動》にせよ、また、その〈逆〉を《優先》せしめる「欲望」・「意志」、《行動》にせよ、

β) いずれも、《等しく》、「人間」の「魂」の「根元性質」の一つたる「欲望を抱く能力」(τὸ ἐπιθυμητικόν [トオ・エピトヒューメティコオン]) から発するものであることは、言うを俟たない。

ii) とすれば、問われなければならないのは、

α) 「共同の利益」の「確保」を「個人の利益」の「確保」よりも《優先》せしめる《行動》の原動力たる「欲望」・「意志」が、——「個人の利益」の「確保」を《優先》させる《行動》の原動力である「欲望」・「意志」とは——《別個に》〈生起〉するのは、

β) それが、「欲望を抱く能力」から、《どのようにして》発することによるのか、——その〈経緯〉である。

iii) その経緯は、——(後出・オ)、ii) のように、「社会内分業」が語っている〈論理〉を把握し・これを《知る》「能力」(すなわち、後に見るとおり、「理性と使用する能力」)が、「欲望を抱く能力」に、ある《作用》を加えることにより、後者の「能力」に、上記の「欲望」・「意志」を発せしめる、——というものである、と解さなくてはならない。

エ) しかし、まず、初めから述べれば。 i) α) ここで、《知る》「能力」(・「理性を使用する能力」)が把握し・産出する《知》と言うのは、

β) 「社会内分業」が告げている〈論理〉の、とりわけて下記の諸事態の《知》のことであり、すなわち、

γ) 「個人の利益」の〈追求〉よりも、「共同の利益」の〈追求〉を《優先》させる「欲望」・「意志」が原動力である《行動》から、その・《意図されざ

る》《結果》として生じないではない諸事態の《知》であって、

ii) それは、(これまた想起すれば), α) 一つには、(ひたすらなる・「個人の利益」の〈追求〉すなわち「自給自足」にたいする「欲望」・「意志」は、当然、「共同の利益」の〈追求〉の《行動》を生ぜしめないものであるから、この《行動》によっては、(前出・ア), iv) のとおり), 「共同の利益」は形成されることが《あり得ない》のに比して), 〈生産者〉「全部」が与る「共同の利益」が、《著しく増大》するのであり、 β) 換言すれば、〈生産者〉「一人ひとり」の「生存」〈にとって〉「必要不可欠な物」の「量」と「質」とが、(「自給自足」による場合には、「各個」の〈生産者〉にとって、「生存」を「維持」するに〈不足〉せざるを得ないのに比べ), 〈生産者〉「全部」にとり〈必要にして、かつ十分〉の「限度」において「生産」されるのである、——という事態の《知》であり、

γ) さらに言えば、——〈生産者〉「全部」にとっての「共同の利益」を形づくる・上記・ β) の「必要不可欠な物」が、(「自給自足」の場合には、かかる「共同の利益」が形づくられることが《無》であるのにひきかえ), 「自給自足」におけると《等量》の「継続時間すなわち労働」の「支出」によりながらも、「量においてより多く」かつ「質においてより良い」「労働生産物」の集積として「生産」されるのである、——という事態の《知》であるに加え、

iii) また、二つには、《同時に》、(かかる「労働生産物」の集積は、〈生産者〉間で「交換」され・「配分」されずにはいないのであってみれば,) 〈生産者〉「一人ひとり」が得る・「必要不可欠な物」にたいする「欲望」・「意志」の「充足」すなわち「個人の利益」《もまた》、(「自給自足」の方法を採る時には、「共同の利益」の形成の《無》によって、「個人の利益」も「無に帰する」のにたいし), 《著しく増大》する(すなわち、前記の「欲望」・「必要」が、各「個人」の「生存」〈にとって〉「必要不可欠」な「質」と「量」との《限度》において「充足」される)のである、——という事態の《知》でもあるのである。

オ) そして、上記のうち、とりわけて。 i) α) 「個人の利益」が、その〈追求〉にたいする「欲望」・「意志」および《行動》の上では、「共同の利益」にたいする「欲望」・「意志」・《行動》よりも《劣位》に置かれ、つまり、「個人の利益」の〈追求〉は、《意図されはしなかった》にも拘らず、 β) しかし、かく《劣位》に置かれていたことの《結果》としては、「個人の利益」の〈追求〉が、《意図されざるに》、「共同の利益」の〈追求〉と《同位》において「欲望」され・「意志」され、その《行動》がとられていたのに《等しい》、——という（《劣位》から《同位》への）《転換》が生ずる事態が、

γ) 「共同の利益」を〈追求〉する《行動》の・《意図されざる》《結果》と言われるものであって、

δ) かかる事態と把握するのが、《知る》・「能力」の働きなのである。

ii) そして、 α) 《知る》「能力」が、この《転換》を、（ないしは、それを含む事態の・すべてを、あるいは、「社会内分業」の〈論理〉を）把握し、また、把握したところを「欲望を抱く能力」に《教示》する、という《作用》を行うことによってこそ、

β) （前出・ウ）、iii) に予めふれたように、「欲望を抱く能力」から、「共同の利益」の「確保」・〈追求〉を、「個人の利益」の「確保」・〈追求〉よりも《優先》せしめる「欲望」・「意志」そして《行動》が、発するのであって、

γ) その〈経緯〉は、あらためて示せば、下記のとおりである。

iii) まず。言うまでもなく、それ自体としての「欲望を抱く能力」から発するのは、ひたすらに「個人の利益」の「確保」・〈追求〉に向かう「欲望」・「意志」以外のものではあり得ない。

iv) だがしかし。まさにそうであればこそ、下述・v)－vi) は、ほとんど《必然》である、としなければならない。すなわち、

v) α) 「魂」の「根元性質」の・一つたる「欲望を抱く能力」が、《知る》「能力」から、「社会内分業」の〈論理〉における・前述の事態を、すなわち、

β) （再言して）、——「個人の利益」の〈追求〉を、「共同の利益」の〈追

求>よりも《優先》させる「欲望」・「意志」を原動力とする《行動》は、<却って>、「共同の利益」の《無》はもとよりのこと、当の《行動》の目的たる「個人の利益」の《無》を《結果》せしめるにすぎない。これにひきかえ、「共同の利益」の<追求>を《優先》せしめる「欲望」・「意志」を原動力とする《行動》は、「共同の利益」の《著しい増大》のみならず、《意図されざるに》「個人の利益」の《著しい増大》をも《結果》せしめる、——という事態を、

γ) 《教示》されるという《作用》を受けることによって、

vi) α) かかる《作用》を受けた「欲望を抱く能力」が、——一方に、「個人の利益」を<追求>する《行動》の原動力たる「欲望」・「意志」を発するのを、《やめる》と同時に、

β) 他方に、《知る》「能力」から、——「個人の利益」の《著しい増大》が《結果》する<要件>である、と《教示》されたもの——、とりもなおさず、「共同の利益」を<追求>する《行動》の原動力たる・この「利益」に向かう「欲望」・「意志」——を《発する》ところへ、

γ) 《変転》することは、ほとんど《必然》なのであり、

vii) そして、「欲望を抱く能力」の（・《知る》「能力」から<論理>の《教示》の《作用》を受けることによる）・この《変転》こそが、ほかでもなく、「個人の利益」の<追求>よりも、「共同の利益」の<追求>を《優先》せしめる《行動》の原動力たる「欲望」・「意志」が、生起する<経緯>である、としなくてはならない。

カ) ところで。 i) 「社会内分業」が語る<論理>を把握し・《知》として産出する「能力」とは、なにか、と言えは、

α) それは、前述のとおり、「個人の利益」の「確保」・<追求>にたいする「欲望」・「意志」および《行動》の（・「共同の利益」の「確保」・<追求>にたいする・それらに比しての）《劣位》と、しかし、その《劣位》の《結果》における・《意図されざる》《同位》との間に生ずる《転換》過程の<総体>を、

β) 換言すれば、A. スミスが把握したのとは《逆》の関係における「見える手」の「導き」³⁹⁾による、とされるべき《転換》過程の〈総体〉を、把握し得る「能力」であるのでなくてはならず、

γ) したがって、その「能力」とは、「欲望を抱く能力」が発する「欲望」・「意志」をもち・これを原動力として《行動》する「人間」「一人ひとり」の「魂」がそなえている・〈また一つ〉の「根元性質」である「理性を使用する能力」(τὸ λογιστικόν [トオ・ロオギイステイコオン]) を措いてほかにはあり得ないのである。

ii) 加えるに。 α) 「理性を使用する能力」が、(前出のとおり)、「欲望を抱く能力」にたいし「社会内分業」の〈論理〉の《教示》という《作用》を行うことにより、この「能力」に、「共同の利益」の「確保」・〈追求〉を《優先》させる「欲望」・「意志」と、したがって、《行動》とを発せしめる「能力」である、—— という事柄が告げているのは、

β) 「理性を使用する能力」は、—— もとより、あくまで「社会内分業」の語る〈論理〉を《知る》〈限りにおいて〉であるが、—— 「欲望を抱く能力」に《作用》することを、—— とりもなおさず、既にプラトーンの「正義」の概念に即して知られているとおり⁴⁰⁾、「欲望を抱く能力」にたいし、これを

39) スミスの社会科学体系にあって、《批判》原理でもあり《構築》原理でもある論理を示す・この命題は、文言としては、「マーカントイル・システム」を攻撃する・WoN・「第四編」・「第二章」・「第9パラグラフ」に記されているところであるが(Glasgow Ed. WoN. Vol. I. p. 456)、しかし、いわば、ヨーロッパ中世社会・経済史論とも言うべき「第三編」の・とりわけ「第四章」・「第17パラグラフ」(Vol. I. p. 422)に語られている「封建制度」崩壊「革命」の動因についても、この命題は、妥当するものであり、さらに、「第一編」・「第七章」に立論される・商品の「自然＝中心価格」が有する・社会的〈意味〉と、この「価格」の〈成立要件〉たる・経済活動の「完全な自由」との関連にかかわってもまた(「第6－第32パラグラフ」。Vol. I., pp. 73－80)、告げられるべき文言である。

40) cf. 本『経済と経営』。第26巻・第1号。1995年6月。152－163ページ

「統御」・「支配」することを——「自己固有の働き」とする「能力」である、——ということである。

キ) それゆえ。 i) 「社会内分業」が〈存立〉するとは、さらに規定すれば。

α) 「欲望を抱く能力」が、「社会内分業」の告げる〈論理〉を《知る》〈限り〉での「理性を使用する能力」から《教示》の《作用》を受けることによって〈のみ〉発する—— β) したがって、これら・二つの「能力」の《協力》から発する—— γ) 「共同の利益」の「確保」・〈追求〉を《優先》せしめる「欲望」・「意志」を原動力とする・「人間」(正しくは、「市民」たるべき「人間」)「一人ひとり」の《行動》なのである。

ii) そして、上記・i) から〈帰結〉するのは、一方で、 α) 「社会内分業」〈社会〉(としての「最低限必要不可欠な国家」)を〈成立せしめる〉のは、 β) かかる《行動》の原動力である「欲望」・「意志」、 γ) とりもなおさず、「理性を使用する能力」から、「社会内分業」〈社会〉の「共同の利益」を「確保」・〈追求〉する、という《限定》を課せられて《いる》「欲望」・「意志」である、——ということであり、

iii) また、他方では、 α) 「理性を使用する能力」からの《教示》の《作用》を〈受けずして〉「欲望を抱く能力」それ自体が発する「欲望」・「意志」は、 β) ひたすら「個人の利益」の「確保」・〈追求〉に向かい、「共同の利益」の「確保」・〈追求〉を無視するものであり、

γ) すなわち、「理性を使用する能力」から、「共同の利益」の「確保」・〈追求〉という《限定》を課せられて《いない》、という意味で「無限」な「欲望」・「意志」であって、

δ) それゆえ、かかる「欲望」・「意志」と、そして、それを原動力とする《行動》とが、「社会内分業」〈社会〉を〈成立せしめる〉ことは、《あり得ない》、——ということである。

iv) そして、 α) 上記・iii), γ) が、前出・b), ク), iii) に予示したと

ころであり、

β) 上記・iii), δ) は、前出・d), エ) に示した・吟味されるべき事柄にかかわって、次・f) 以下に詳述されることになる。

f) さて、そこで。「欲望に耽る国家」について吟味するところへ戻り、これまた想起すれば。

ア) この「国家」は、 i) α) 〈当初〉の・「四人」の「市民」から成る「最低限必要不可欠な国家」の〈対極〉をなすものであるのみではなく、 β) また、「おびただしい数にのぼる」「市民」を擁し・「社会内分業」の〈多種多様〉な部門を以って「欠けることなく完結した」様態における「最低限必要不可欠な国家」の〈対極〉をなすものでもあったのであって、

ii) そして、かく〈対極〉をなす理由の《根幹》は、

α) 「最低限必要不可欠な国家」にあっては、「市民」の抱く「欲望」が、「人間」の「生存」〈にとって〉「必要不可欠な物」と、かかる「物」の「生産」とにたいする「欲望」という「限度」に《とどまる》ものであるのにたいし、

β) 「欲望に耽る国家」においては、「市民」の「大群」をなす部分がもつ「欲望」が、上記の「限度」を「逸脱」している、という意味で「無限」な「欲望」であり、すなわち、「市民」の「大群」を「財貨の・無限の獲得に狂奔」せしめずにはおかない「欲望」である、——という事態にあるのであった。

イ) しかるに、 i) α) 上記・ア), ii), β) の・「無限」な「欲望」と、したがって、それを原動力とする《行動》とが、

β) (前出・e), カ), iv) のとおり), 「社会内分業」〈社会〉を〈成立せしめる〉ことは、《あり得ない》のであるから、

ii) それゆえ、「欲望に耽る国家」は、「社会内分業」〈社会〉たり《得ない》、——としなければならない。

iii) いな。 α) 「最低限必要不可欠な国家」〈ならざる〉「国家」と言えば、残るのは「欲望に耽る国家」のみであり、 β) そして、前者の「国家」は「社会内分業」〈社会〉であるほかはなく、しかるに、これにひきかえ、後者の「国

家」は「社会内分業」〈社会〉たり《得ない》とすれば、

γ) 〈帰結〉するのは、《一般に》「国家」は、「社会内分業」〈社会〉として〈のみ〉「国家」《たり得る》のであり、δ) したがって、「欲望に耽る国家」は、(いかにプラトーンがこれを「国家」と呼ぼうとも)、「国家」《たり得ない》、—— と言うほかはない。

δ) 以上に述べたところが、本稿・前出・d), エ) に立てた問いにたいする答えである。

g) そこで。ア) 以上に見たようにして、i) α) 「欲望に耽る国家」にあって「市民」の「大群」が抱く「欲望」が「無限」であるとは、

β) (既に知ったとおり)、「絵画」、「刺繡」、「^(きん)金」、「家牙」、「狩猟」、「音楽」、「詩劇」等々にたいする「欲望」が、「理性を使用する能力」から、「市民」「全部」の「生存」〈にとって〉「必要不可欠な物」の「生産」という「共同の利益」を「確保」・〈追求〉することへの《限定》を課せられて《いない》「欲望」であることにほかならないのであり、

ii) α) それは、「欲望を抱く能力」が、「理性を使用する能力」から、「社会内分業」の告げる〈論理〉に含まれる事態を《教示》されるという《作用》を受けることが《なく》、

β) プラトーンに言わしめれば、前者の「能力」が、後者の「能力」による「統御」・「支配」を脱して、後者の「能力」に「反逆」⁴¹⁾している状態であり、

γ) とりもなおさず、「不正義」が「欲望に耽る国家」に《生得》であることを語る以外のものではないのである。

イ) (前掲・5), b), ア), iii) のとおり)、プラトーンが「欲望に耽る国家をもまた吟味」することの意味について、ソークラテースに、

41) cf. 本『経済と経営』。第 26 卷・第 1 号。1995 年 6 月。156, および、脚注・27) (156-157 ページ)

「いや、もちろん、それも悪くはありませんな。と申しますのは、そうした類いの国家を吟味すれば、おそらく、私たちは、正義と、そしてまた、不正義とが、それぞれの国家に、どのような道筋で、生まれつきのものとなるのかを、見きわめることができる、と思われるからですよ、——と述べていることの意味は、そこにあるのである。——

ウ) さて、以上を要約すれば。 i) 「欲望に耽る国家」とは、

α) その「市民」の「大群」には、「人間」の「魂」の「根元性質」の一つたる「欲望を抱く能力」はそなわっているものの、

β) しかし、等しく「魂」の「根元性質」の他の一つであるべき「理性を使用する能力」は、《欠如》しており、

γ) したがって、「市民」の「大群」には、「社会内分業」が告げている〈論理〉の《知》が《欠落》し、

δ) それゆえ、「理性を使用する能力」が「欲望を抱く能力」に当の〈論理〉を《教示》する、という《作用》(「統御」・「支配」)は、《欠如》しているのであってみれば、

ε) その〈帰結〉として、この「国家」は、「社会内分業」〈社会〉では《あり得ず》、

ς) とりもなおさず、〈一般に〉「国家」《たり得ない》のであって、

η) 「国家」と〈呼ばれてはいる〉にせよ、実は、ただ、「不正義」が「生まれつきのものとな」っている・人々の「大群」であるにすぎないのである。

エ) ところで。本稿・前出・e), エ) 以下、これまでの吟味による時、

i) α) 「社会内分業」〈社会〉として「最低限必要不可欠な国家」ないし「国家」《一般》が〈成立〉し《得る》ためには、

β) ——「社会内分業」が教えている〈論理〉を《知る》「能力」たる「理性を使用する能力」、すなわち、「欲望を抱く能力」に《教示》を以って《作用》し・「統御」・「支配」する〈力〉が、「市民」たる(正しくは、「市民」となる

べき)「人間」の「魂」の「根元性質」として〈存在〉する、——ということだが、《前提》されているのでなくてはならないのであった。

ii) してみると、他方で。 α) プラトーンが、「社会内分業」〈社会〉たる「国家」《一般》に「欲望に耽る国家」を《対置》した、ということが〈意味〉しているのは、

β) (「欲望に耽る国家」という・「国家」《たり得ない》ものを、「国家」として扱った、ということとは、また別に)、

γ) ——〈実在〉する・「大群」の「人間」の「魂」には、「理性を使用する能力」なる・本来「魂の根元性質」たるべきものが《欠如》しており、ないしは、その「能力」からの《教示》の《作用》・「統御」・「支配」にたいし「欲望を抱く能力」が「反逆」しているという事態を——、プラトーンが《容認》している、ということであるのは、紛れもないところである。

iii) すなわち、あの《対置》によってプラトーンが《容認》したのは、

α) 「人間」の「魂」は、「欲望を抱く能力」を《教示》という《作用》によって「統御」・「支配」することを「自己固有の働き」とする「根元性質」としての「理性を使用する能力」を、そなえては《いない》、という事柄であり、

β) とりもなおさず、「欲望を抱く能力」が、「理性を使用する能力」からの《教示》という《作用》・「統御」・「支配」を受けること《なく》、それゆえ、「人間」をひたすらに「個人の利益」の「確保」・〈追求〉に向かわしめ、かつ「財貨の・無限の獲得に狂奔」せしめる「欲望」・「意志」を発することは、(グラウコーンの言のとおり)、まさしく「世間一般の慣わし」である、という事柄である。

オ) しかしながら。プラトーンは、 i) 『国政・第二編』では、 α) かかる《対置》を行いながら、 β) にも拘らず、その《対置》が〈意味〉する・上記の《容認》には〈想到せぬ〉まま、

γ) その《対置》の〈帰結〉たる・「欲望に耽る国家」間の「戦争」、したがっ

て、「国家」の「防衛」という・「社会内分業」の一部門の成立、そして、「防衛者」の「教育」等々を主題に、立論を展開する道を辿ったのである。

ii) けれども。『法・第九編』に至り、全・対話篇を通じてただ一度、「法」の規定を下す時のプラトーンは、

α) 一方で。前記の《対置》がもった〈意味〉としての《容認》を〈自覚〉し、β) すなわち、——「人間の自然本性」とは、「理性」の「能力」が《欠落》しているものであり、とりもなおさず、「欲望を抱く能力」《以外のものではない》——として、見解を《転換》させ、そして、その見解を《前提》に「法」を規定する立論を構築するのである。

iii) だが、にも拘らず、他方で。プラトーンは、α) 「法」の〈機能〉を語るのに、かつて『国政・第二編』において所説の主題をそこに置いたのと《等しく》、すなわち〈いかにして〉「国家」は、「国家」として「成立せしめ」られるか、とする観点からしているものであり、β) そして、「国家」は、これまた『国政・第二編』が示していたのと《等しく》、「社会内分業」の語る〈論理〉に《したがってのみ》、「成立」するものである、とする理論を《一貫》させているのである。——

h) そこで。このように、「人間」の「魂の根元性質」ないし「人間の自然本性」にかんする見解にあっては、『国政』のそれから《根本転換》をとげる一方で、「国家」の「成立」と「社会内分業」の〈論理〉との関係把握においては、『国政』のそれを《継承》し・《一貫》している『法』の立論を吟味するところへ進めば。

(既に見た論述⁴²⁾をうけ)、『法・第九編』(Stallbaum, II. 874・e; Burnet, 874・e, 8, 以下)において、「アトヘエーエナアイからの賓客」(プラトーン自身)は、

ア) まず、 i) α) 「およそ人間たるもの (ἄνθρωποι [アントフロー

42) cf. 本『経済と経営』。第25巻・第3号。脚注・81) (99-103 ページ)

ポイ]) は、必ず (*ἀναγκαῖον* [アナアンカーアイオン]), 法を制定する (*νόμους … τίθεσθαι* [ノームウス … テイトヘエストハイ]) のでなくてはならず、すなわち、必ず、法にしたがって (*κατὰ νόμους* [カアタア・ノームウス]) 生きる (*ξῆν* [ゼエーエン]) のでなくてはなりません。でなければ、人間は、必ず、獐猛きわまる野獣となんら異なるところがないものにならずにはいないのです^{42.a)}、と述べ、

β) すなわち、ホブズが、T. M. プラウトゥスの言・「人間は、人間にとって、^(ほとけ) 佛ではなく、恐るべき狼である」⁴³⁾ を借りて表わした・「万人が万人に敵

42 · a) “L.” IX. Burnet, 874 · e, 9–875 · a, 1

43) ホブズ『哲学の原理・第三部。市民について』の冒頭におかれた献呈状・『卓絶のデヴン伯・わが尊敬措く能わざるウィリリアム殿に』の中に、「人間ハ、人間ニトツテ神デアル (*hōmo hōminī dēus* [ホオモオ・ホオミイニイー・デェウス]) と、人間ハ、人間ニトツテ狼デアル (*hōmo hōminī lūpus* [ホオモオ・ホオミイニイー・ルウプゥス]) とは、いずれの言とも、まことに真実であります。前者の言は、人間が互いに市民同志である場合のことでありますし、後者の言は、人間が諸国家を突き合わせてみる場合のことであります。前者の場合には、正義と友愛とにより、平和の力によって、人間は神の似姿に近づくのです。後の場合には、悪の齎す歪みのゆえに、善き人々と交わるさいにも、自らを防衛せんとすれば、戦争の徳たる暴力と奸計とに、すなわち、野獣のもつ・強奪の欲望に駆け戻らずにはいないのです」。(Hobbes : *Ōpera Latīna*. Vol. II. Aalen, Scientia, 1966, p. 135)。

上掲中の「人間ハ、人間ニトツテ狼デアル」の文言は、これまで、ほとんどの場合、ホブズの言と見做されてきたが、しかし、プラウトゥス (Titus Maccius Plautus, 254 B.C.–184 B.C.) が、「古典ラテン語」に先行する「古ラテン語」によって制作した喜劇作品・“Asināria.” ([アスィナーリイア]。『喜劇・驢馬』ないし『驢馬の売り物』。本来は，“Cōmoēdia Asināria.” ([コーモエディア・アスィナーリイア]。「驢馬の喜劇」) の略) の「第二幕」・「第四場」・(詩行・「第 495 行」) に，“Lūpus est hōmo hōminī, nōn hōmo, quom quālis sit nōn nōuit.” ([ルウプゥス・エスト・ホオモオ・ホオミイニイー・ノオン・ホオモオ, クウオム・クウアーリイス・スイト・ノオン・ノオーオウイト])。 「人間は、相手の正体がわからぬ時は、人間にとって、^(ほとけ) 佛じゃ

対する戦争の身の上」たる「自然のままの状態」の着想⁴⁴⁾を想わせる規定を下すのにつづいて、

ii) ならば、 α) このように、「法」の「制定」と「法」の〈遵守〉とが、「およそ人間たるもの」にとって《必然》であることの「理由」($\eta \dots \alpha\iota\tau\acute{\iota}\alpha$ [ヘエー……アイティア]), β) とりもなおさず、「でなければ」、「人間」が「獐猛きわまる野獣」と選ぶところなきに至る《必然》の「理由」とは、〈なにか〉を、こう示すのである。

iii) 「このことの理由は、

α) 人間なんびと ($\alpha\nu\theta\rho\acute{\omega}\pi\omega\nu \omicron\upsilon\delta\epsilon\acute{\iota}\varsigma$ [アントフローポーン・ウデェイス]) の自然本性 ($\phi\acute{\upsilon}\sigma\iota\varsigma$ [フェュスイス]) であれ、

β) 人間が市民融合体 (πολιτεία [ポオリイテエイアー]。「国家」) を確立する上に与って力ある事柄 ($\tau\grave{\alpha} \text{ συμφέροντα } \alpha\nu\theta\rho\acute{\omega}\tau\omicron\iota\varsigma \text{ εἰς } \text{πολιτείαν}$ [タァ・シユムプフェロオンタァ・アントフローポイス・エイス・ポオリイテエイアーン]) を、

γ) 知る ($\gamma\nu\omega\acute{\nu}\alpha\iota$ [グノオーオナアイ]) にふさわしいもの ($\iota\kappa\alpha\nu\acute{\eta}$ [ヒイカアネエー]) としては、

δ) 造られていない、ということなのですし、

ない、恐ろしい狼じゃ」、一として現われている詩句に依ったものである。

“Plaute.” Tome I. Text établi par Alfred Ernout. 4e éd., Paris. Société d’Édition *《Les Belles Lettres》*. 1959, p. 113

44) Hobbes: “Leviathan, etc.” (London, 1651). Pt. I. Chap. XIII. (paragraph: 1–14) Ed. by C.B. Macpherson. 1968. pp. 183–188. 前出脚注・43) 中の「諸国家」間の「戦争状態」については、「第12パラグラフ」。なお。“Leviathan, etc.” Ps. I. Cap. XIII. (paragaphus: 1–13) *Ópera Latîna*. Vol. III. Aalen, Scientia, 1966. pp. 97–102. “The Elements of Law, Natural and Politic.” Chap. 14. Ed. by F. Tönnies. With an Introduction by M. M. Goldsmith. 2nd Ed. Lond., F. Cass. 1984. pp. 70–74. “Elementôrum Philosophiæ séctio tértia, Dē Cîve.” Caput I. *Ópera Latîna*. Vol. II. pp.157–167

ε) また, [市民融合体を確立する上に] この上もなく役に立つ事柄 (τὸ βέλτιστον [トオ・ベェルティストオン]) を, たとえ知ってはいても (γνοῦσα [グヌウーウサァ]。'γνώναι' の「分詞」形。ここでは, <譲歩> を表示), その事柄を, ひたすらに (ἀεὶ [アエイ]) 行動に移す (πράττειν [プラァッテェイン]) ことができる (δύνασθαι [デュナァストハアイ]) にふさわしいものとしては, 造られていない, すなわち, ひたすらに行動に移そうと意志する (ἐθέλειν [エトヘエレェイン]) にふさわしいものとしては,

ξ) 造られていない, ということなのです^{44-a)}。 —

iv) α) 上掲中に用いられている・「ふさわしい」 (ἰκανός [ヒイカァノォス]。[m.] ; 'ικανή'. [f.] ; 'ικανόν' [ヒイカァノォン]。[n.]。 「動詞」・「不定法」形(ここでは, 'γινώσκειν' ([ギィグノォースケェイン]。 「知る」, 「気付く」, 「判断する」, 「考える」, 「理解する」, 「決定する」) の・「アオリスト・不定法」形・'γνώναι' ([グノォーオナァイ]。 「知る」, 「理解する」)) を伴って, 「~するに十分な」, 「~するに足りる」, 「~する能力のある」, 「~する資格のある」, 等) の語は, それゆえ, ここでは「人間の自然本性」が有する<能力> を表示する「形容詞」であるから,

β) 前出の・あの《必然》の「理由」とは,

γ) 「人間の自然本性」に, 上記・iii), β) の「事柄」を「知る」<能力> としての(後出に見る)「理性」(νοῦς [ヌウーウス]) が,

δ) 否, 前掲・iii), ε) に「この上もなく役に立つ」と言われる「事柄」を「意志」し, それゆえ, 「行動に移す」に至らしめるに足りる「知」(後に見るとおり, プラトーンにより, 「欠けるところのない知(ἐπιστήμη [エピィステェーメェー])」)と名づけられる「知」)を産出する<能力>としての「理性」が,

ε) 《欠落》しているところに, 置かれているのである。

44・a) "L." IX. Burnet, 875・a, 1-4

v) 言うまでもなく。α) かかる・「知」の〈能力〉としての「理性」とは、『国政・第二編』が《前提》していたもの、——すなわち、「国家」を「成立せしめる」・「社会内分業」の〈論理〉を《知る》能力たる「理性を使用する能力」——にほかならない。β) 果たして、上掲に「人間が市民融合体を確立する上に与って力ある事柄」と言われ、また、「確立する上に最も役に立つ事柄」とされているのは、(次・イ)に見るとおり)、ほかでもなく、上記の〈論理〉であり、ないしは、それに含まれている・《最も肝要》な事態のことなのである。

γ) さらにまた、(これも、後に知られるように)、上記の・「理性」の〈能力〉が《欠落》している「人間の自然本性」とは、やはり『国政』において、「理性」による「統御」・「支配」に「反逆」するものとされ、すなわち、「理性」からの《教示》という《作用》を受けることの《ない》「欲望を抱く能力」にほかならないのである。

イ) さて、そこで。前掲の・《必然》の「理由」が示される時に語られていた・「人間が市民融合体〔／国家〕を確立する上に与って力ある事柄」とは、〈なにか〉を見るところへ進めば。

i) その「事柄」とは、α) 第一に。ほかでもなく、『国政・第二編』について分析された・「社会内分業」の〈論理〉であり、

β) とりわけて、「個人の利益」を〈追求〉する《行動》よりも、「共同の利益」を〈追求〉する《行動》を《優先》させるべきである、という「事柄」であって、

γ) 果たして、(この後に見られるとおりに)、「アトヘエーエナアイからの賓客」=プラトーンは、(前掲の・《必然》の「理由」を敷衍する時)、「市民融合体」が「確立」され、すなわち、「国家」が「成立」するのは、「国家を成立せしめる技術」が、上記の・後者の「利益」を〈追求〉する《行動》を、前者の「利益」の〈追求〉の《行動》よりも《優先》せしめることによるのである、——と明示しているのである。

ii) そして、プラトーンは、『法』に先行する対話篇・『プロクターアゴラアース』にあって、——「国家を成立せしめる技術」⁴⁵⁾とは、「人間」をして「徳をそなえた市民」「たらしめる」「技術」である、——としているのであるが、β) その「徳」とは、ほかでもなく、「市民」たるべき「人間」が、「社会内分業」の語る〈論理〉を、「意志」し、すなわち、「行動に移す」ところに成り立つ「徳」(くすぐれた力)なのである。

iii) とはいえ、「意志」し、「行動に移す」ことをなし得るためには、当の「人間」は、その〈論理〉が告げている「事柄」——すなわち、「共同の利益」の〈追求〉の《行動》を《優先》せしめるべきである、という「事柄」——を、「理性」という〈能力〉を以って「知る」のでなくてはならないのは、言うを俟たない。

iv) がしかし。これにたいし、α) 「賓客」は、まず、あの・《必然》の「理由」を示す時に、「人間の自然本性」には、かかる「理性」の〈能力〉が《欠落》していることを、——「自然本性」は、前掲の「事柄を知るにふさわしいものとしては、造られていない」、——として述べたのに加え、

β) さらに、つづいて、これを敷衍する時、「まず第一には」、「人間の自然本性」にとって「知る」のが「難しい」のは、——(上記・i), γ) のように)、「国家を成立せしめる技術」が、《優先》させ「なくてはならない」のは、「共同の利益」を〈追求〉する《行動》である、という「事柄」なのである、——と示すのであって、

γ) そのさい、「個人の利益」と「共同の利益」との各々を〈追求〉することを、それぞれの「利益」を「心がける」と表現して、以下のように述べるのである。すなわち、

「…知るにふさわしいものとしては、造られていないのです。すなわち、

45) 'πολιτικὴ τέχνη' の語意をこのように解する〈根拠〉については、長文にわたるため、本稿・本文の末尾に、脚注・45) として記した。

まず第一には、[人間の自然本性にとって] 知るのが難しい (*γνώσις* … *χαλεπὸν* [グノオーオナアイ…クハレエポオン]) のは、国家を成立せしめる技術 (*πολιτικὴ τέχνη* [ポオリイーティケエー・テェクフネエー])⁴⁶⁾、しかも、真実にその技術であるもの (*ἀληθῆ [τέχνη]* [アレエートヘエー [・テェクフネエー])⁴⁶⁾ が、必ず心がけなくてはならないの (*ἀνάγκη μέλειν* [アナアンケエー・メェレエイン]) は、個人の利益 (*τὸ ἴδιον [ἀγαθόν]* [トオ・イディオン [・アガアトホオン]) ではなくて、共同の利益 (*τὸ κοινὸν [ἀγαθόν]* [トオ・コイノオン [・アガアトホオン]) である、という事柄であるのですし、…⁴⁷⁾。([] 内は、引用者による。以下、同じ)

ウ) しかも。「賓客」は、 i) 上掲につづいて、 α) この《優先》せしめる、という「事柄」を「知るのが難しい」という事態を「まず第一には」と挙げることの・さらに《根拠》を、 β) これも、「社会内分業」が告げる〈論理〉において上記の《優先》が齎す《結果》の《一つ》であったもの、——想起すれば、「国家」の〈成立〉——と、そして、逆に、「個人の利益」の〈追求〉が《優先》せしめられることの〈結果〉たる・「国家」の〈不成立〉とに、

46) 「国家を成立せしめる技術、しかも、真実にその技術であるもの」とする文言は、本稿・前脚注・45) に記したとおり、‘*πολιτικὴ τέχνη*’という概念が、「国政運営の技術」、「国家行政の技術」とではなく、「市民」の「徳」、ないし、《能力》と解されなくてはならないを、表示するものである。

これを裏書きするのは、対話篇・『ゴオルギイアース』にも、ソークラァテエースの言として、「…私が志しておりますのは、アトヘエーエナアイの・ごく僅かな人々と手を携えて、真実の意味で国家を成立せしめる技術 (*ἢ ὡς ἀληθῶς πολιτικὴ τέχνη* [ヘエ・ホオース・アレエートホオーオス・ポオリイーティケエー・テェクフネエー]) に力を傾けることでもありますし、その結果、当今の国政担当者とは袂を分かって、私独自に、国家を成立せしめる眼目 (*τὰ πολιτικά* [タァ・ポオリイーティカァ]) を行動に移していくことなのです」、——と語られている文言である。 (“*Γοργίας*.” Burnet, 521 · d, 6–8)

47) “L.” IX. 875 · a, 5–6

置き、 γ) 「国家」の〈成立〉を、「市民」の「融合」という文言で表わし、「国家」の〈不成立〉を、「市民」の「分裂」と表現して、

「なぜ [必ず共同の利益を心がけ [／追求し] なくてはならないの] かと言えば、一方で、共同の利益 [の追求] は、国家の市民を融合させ ($\sigma\nu\nu\delta\epsilon\hat{\iota}$ [シュンデューエイ]), 他方で、個人の利益 [の追求] は、国家の市民を分裂させる ($\delta\iota\alpha\sigma\pi\hat{\alpha}$ [ディアスパァーア]) からなのです」⁴⁸⁾、と述べるのである。

ii) すなわち、「賓客」は、 α) — あの《優先》が、《直接に》、「国家」を「成立」せしめるものであり、逆に、「個人の利益」を〈追求〉する《行動》の《優先》は、《直接に》、「国家」の〈不「成立」〉を意味する — という〈論理〉を、 β) 「国家を成立せしめる技術」を「自分の身につける」べき「人間」が、「知る」か〈否〉かが、

γ) 「国家」の「成立」と〈不「成立」〉とを《決定》する、— として、

δ) このところから、上記・ α) の〈論理〉を「知るのが難しい」ことの〈意味〉を《重視》するのであって、

ϵ) 以上の事柄が、前出の・《必然》の「理由」を敷衍するにあたり、この「知るに難しい」ことを、「まず第一に。」と挙げた《根拠》なのである。

エ) ところでまた、 i) 「賓客」=プラトーンが、加えて問うているのは、— 上記の・《優先》せしめるべき、という「事柄」が、「理性」の〈能力〉の《欠落》している「人間の自然本性」にとり「知るのが難しい」、という事態を《重視》する・上掲の《根拠》の・さらに《根拠》である。

α) もとより、その《根拠》とは、 β) — 当の《優先》の《結果》の《いま一つ》のものを「知る」ことが「難しい」、— というところにあり、

ii) すなわち、— α) 「共同の利益」を〈追求〉する《行動》を《優先》せしめることは、 β) もとより「共同の利益」の「確保」を《結果》させめるが、 γ) しかし、それにとどまらず、また《同時に》、〈当初〉の・〈追求〉

48) “L.” IX. 875 · a, 6-7

の《行動》にあつては「共同の利益」にたいし《劣位》に置かれていた「個人の利益」をも、あたかも、それが《同位》において〈追求〉されていたかのように「確保」せしめる《結果》を齎す、という《変転》の過程——を、
 δ) 「知る」ことが、「理性」という〈能力〉によるのではなくては「難しい」、——というところにある。

このことを、「賓客」は、前掲につづいて、こう述べている。

「と言いますのは、…、加えてまた、[人間の自然本性にとって]知るのが難しいのは、共同の利益 [の追求] が、個人の利益 [の追求] よりも、優先せしめられれば (ἦν τὸ κοινὸν τιθῆται καλῶς μᾶλλον ἢ τὸ ἴδιον [エー・ト・コイノオン・ティトヘエータアイ・カアロオーオス・マァーアルロン・エー・ト・イディオン]), 共同のもの (τὸ κοινόν [ト・コイノオン])。[国家]⁴⁹⁾にとつても、個人の総体 (τὸ ἴδιον [ト・イディオン])⁵⁰⁾にとつても、すなわち、両者にとつて(τοῖν ἀμφοῖν [ト・オー・オイン・アムプホー・オイン]), 利益が齎される、という事柄であるからです⁵¹⁾。——([] 内は、引用者による)

iii) そして、 α) 上記の「事柄」を「知るのが難しい」ことが、あの《必然》の「理由」の《根拠》の・さらに《根拠》とされている理由は、

49) 'τὸ κοινόν' は字義どおりでは、「共同のもの」、「共同体」であり、したがって、「国家」を表示することになる。

前出の 'τὸ κοινόν' (前出脚注番号・47) を付した引用文に見える語) は、そのさいに補完したとおり、'τὸ κοινὸν ἀγαθόν' (「共同の利益」) の・'ἀγαθόν' (「利益」) を省略した語形である。

50) 'τὸ ἴδιον' は、本来、「個人である」ことの〈抽象性〉、すなわち、「個人の総体」を表出する。

前出脚注番号・47) を付した引用文中の 'τὸ ἴδιον' は、'τὸ ἴδιον ἀγαθόν' (「個人の利益」) の 'ἀγαθόν' の語を省略した語形である。

51) "L." IX. Burnet, 875 · a, 7-b, 1

β) 既に分析したとおり^{51・a)}, 上記の「事柄」を「知る」・「理性」の〈能力〉からの《教示》という《作用》・「統御」・「支配」を受けた「欲望を抱く能力」にして《初めて》, 「共同の利益」の〈追求〉を, 「個人の利益」の〈追求〉よりも《優先》させる《行動》の原動力たる「意志」・「欲望」を発せしめることが〈できる〉のであり,

γ) とりもなおさず, この「能力」にして《初めて》, 「人間が市民融合体〔/ 国家〕確立する上に与って力ある事柄」, ないしは, かかる「事柄」のうちで「なによりも役に立つ事柄」——《優先》の《行動》——を, 〈可能〉にするものである, —— というところにある。

オ) i) 以上・イ)－エ)に見られたとおり, プラトーン＝「賓客」が, α) 「市民融合体」・「国家」の「成立」の《直接の要件》として《重視》し, β) また, 「国家を成立せしめる技術」の《根底》に置いたのは, γ) 「個人の利益」の〈追求〉の《行動》よりも, 「共同の利益」の〈追求〉の《行動》を《優先》せしめる, という「事柄」であったのであり,

ii) そして, さらに, その《重視》を裏書きしているのは, α) 「賓客」が, (後に見るとおり), ——「国家の中で, 共同の利益〔の追求〕が個人の利益〔の追求〕の^(さき)先に立ち (τὸ … κοινὸν ἡγούμενον [τοῦ ἰδίου] [トオ・…コイノオン・ヘエグウメノオン [・トゥ・イディウ]]), 個人の利益〔の追求〕が共同の利益〔の追求〕の^(あと)後につき従う (τὸ … ἰδίον ἐπόμενον τῷ κοινῷ [トオ・…イディオン・ヘエポメノオン・トオーオ・コイノオーオ]), というふうにして, 共同の利益を^(はぐく)育みながら (τρέφω [トレエプホオン]), 生涯を過ごす…」⁵²⁾, と語る文言であり,

β) そしてまた, この《優先》を指して, 「市民融合体を確立する上に与って力ある事柄」のうちで, とりわけ「この上もなく役に立つ事柄 (τὸ

51・a) cf. 本稿・本・5), 前出・e), オ), (i)－vii))

52) “L.” IX. Burnet, 574・b, 5－6

βέλτιστον [トオ・ベエルティストオン])^{52-a)}と呼ぶ規定,

γ) ないしは, (これまでに知られているとおり, 「欲望を抱く能力」が「理性」からの《教示》という《作用》・「統御」・「支配」を受けることとしての「正義」の概念にしたがって), この《優先》が, 「まことに正義にかなった事柄 (τὸ δικαιότερον [トオ・ディカアイオテエロオン])⁵³⁾」である, とする規定と,

δ) さらに, この《優先》の《結果》である・「国家の利益」と「個人の利益」との《両立》を指して, 「まことに有利な事柄 (τὸ ἀμείνον [トオ・アメイノオン])^{53-a)}」と名づける規定と, である, と言い得る。

i) そこで。ア) 以上に見てきたとおり, i) 《紛れもない》のは, 『法・第九編』の・この箇所にあつて,

α) 「国家を成立せしめる技術」の《根底》とされるもの,

β) とりもなおさず, 「国家」の「成立」の《直接の要件》であるものを語る時のプラトーンの思考を《支配》しているのが,

γ) 『国政・第二編』において, 「国家」を〈成立せしめる〉ものであった・「社会内分業」の〈論理〉である, ————ということである。

イ) それゆえ, 『法』は, i) 一方で, 「国家」の「成立」を, 「市民」たるべき「人間」がこの〈論理〉を「知る」ことに, 《依存》せしめているわけであるけれども,

ii) しかし, 〈同時に〉, 他方では, 既に見たとおり, 「人間の自然本性」には, 当の〈論理〉を「知る」能力たる「理性」が《欠落》している, と《前提》しているのであつて,

iii) ここに〈除去〉されるべき《矛盾》が存することは, 言うを俟たず,

52・a) cf. 前出脚注番号・44) を付した引用文中, ε)

53) “L.” IX. Burnet, 875・c, 1

53・a) “L.” IX. Burnet, 875・c, 1

iv) そして、この《矛盾》を〈除去〉するものとして「国家を成立せしめる技術」の〈第一〉に位する「法」が立ち現われることは、本稿・後出・m) のとおりである。

j) ところで。ア) i) α) 「人間の自然本性」に「理性」の〈能力〉が《欠落》しており、β) それゆえ、「人間の自然本性」とは、「理性」からの《教示》という《作用》・「統御」・「支配」を受けることの《ない》「欲望を抱く能力」以外の・なにものでもない、ということが語っているのは、

ii) α) かかる「自然本性」ないし「欲望を抱く能力」が、

β) 「共同の利益」の〈追求〉を《優先》せしめる「意志」・「欲望」と、そして、それを原動力とする《行動》とを発することは、《決して、あり得ない》のであって、

γ) それが発するのは、もっぱら、「個人の利益」の〈追求〉を《優先》せしめる「意志」・「欲望」と、および、《行動》とであるにすぎない、——ということである。

iii) そして、上記・ii), β) が意味しているのは、

α) 「人間が市民融合体を確立する上に与って力ある事柄」、ないし「この上もなく役に立つ事柄」、とりもなおさず、再言して、「個人の利益」の〈追求〉よりも、「共同の利益」の〈追求〉を《優先》させる《行動》の原動力である「意志」・「欲望」は、かかる「自然本性」からは、《決して、発し得ない》し、β) それゆえ、もとより、上記の《行動》もまた、しかりであり、

γ) さらに、「市民融合体」の「確立」すなわち「国家」の「成立」もまた、《あり得ない》——ということである。

δ) そして、言うまでもなく、この事態こそ、ほかならぬ・あの「欲望に耽る国家」が、しかし「国家」《たり得ない》⁵⁴⁾、とされる場合の事態にほかならない。

54・ a) 前出脚注番号・44) を付した引用文

iv) それゆえ、「理性」の〈能力〉の《欠落》とは、 α) ただに、あの〈論理〉を「知る」能力の《欠落》たるにとどまらず、 β) また、当の〈論理〉を「意志」し《得る》能力と、それゆえ、〈論理〉を「行動に移」し《得る》能力との（すなわち、「理性」から《作用》を受けた「欲望を抱く能力」の）《欠落》をも、意味するものであり、

γ) (再言すれば), 『国政』にあって、「理性」による「統御」・「支配」に「反逆」するものであった「欲望を抱く能力」のみが、「人間の自然本性」として残ることを、語るものである。——

v) こうして、前掲のとおり^{54a)}、「賓客」=プラトーンが、——「人間なんびとの自然本性であれ、…、[市民融合体を確立する上に]この上もなく役に立つ事柄を、…いつも必ず、行動に移すことができるにふさわしいものとしては、造られていない、すなわち行動に移そうと意志するにふさわしいものとしては、造られていない…」、——と述べているのは、上記・i)–iv)を言うものにほかならない。

i) ところで、i) 上記のように立論する時、

α) 「賓客」は、——「人間」の「自然本性」が、「この上もなく役に立つ事柄」を、「たとえ知ってはいても ($\gamma\nu\omicron\nu\sigma\alpha$)」、——としていた。

β) しかし、「 $\gamma\nu\omicron\nu\sigma\alpha$ 」なる「分詞」は、〈譲歩〉しての〈容認〉を表示するにすぎず、〈あり得ない事柄〉を、〈否認〉しつつも、なお〈假定〉する語法では〈ない〉のであるから、

γ) 「知っている」にしても、という〈譲歩〉は、——「人間」の「自然本性」には、「この上もなく役に立つ事柄」を「知る」というの・「理性」の〈能力〉がそなわっている、——ということを《容認》する意味となり、

ii) すなわち、この〈譲歩〉は、《失当》であることを免れなくなる。

ウ) おそらく、i) この《失当》を〈自覚〉したところから、「賓客」は、

54) cf. 本稿・本・5), 前出・e), f)

α) これまでに辿られたのと《等しい》立論——すなわち、ひたすらに「個人の利益」を〈追求〉する「欲望」を発する「欲望を抱く能力」以外のものではない「人間の自然本性」が、「国家」の〈不「成立」〉を〈帰結〉せしめる、とする立論——を、

β) しかし、下掲のように、これまでとは《異なる》言表のもとに、開陳することになるのであって、

iii) すなわち、α) 第一に。「人間の自然本性」が、とはせずに、(かかる「自然本性」によって駆り立てられる)「総じて人間なるもの(τις [ティス]。‘τις’)」が、と文言を《訂正》すると共に、

β) 第二に。(前掲の「事柄」、すなわち、「共同の利益」の〈追求〉を《優先》させる《行動》をとる、という「事柄」を)「たとえ知っているにしても(γνοῦσα)」とする表現を改めて、「総じて人間なるもの(τις)が、前述の事柄は、本性上、まさしくそのとおりである、という知(τὸ γνῶναι [トオ・グノォーオナァイ])を、万が一にも(ἐὰν ἄρα [エアン・アラァ]), 余すところなく(ἰκανῶς [ヒイカァノォーオス])手に入れた(λάβη [ラァベェーエ]), と仮定するにしましても([ἐὰν ἄρα] καὶ [カァイ]))、と《正確》な表現に代えた上で、

γ) 新たに、第三に。「しかし、その後⁽²⁾に」、「総じて人間なるもの」が、「共同の利益」の〈追求〉を《優先》させる「意志」と「行動」とを〈全く追られることのない〉立場に立つ「ものとすれば」、——という《条件》を加えるのである。

iv) すなわち、その立論は、(前出・h), エ)の・「と言いますのは、まず第一に。[人間の自然本性にとって]知るのが難しいのは、…」をうけ、「また第二に。」として、以下のように述べられるものである。

「[と言いますのは、]また第二に。総じて人間なるもの(τις)が、前述した事柄は、本性上まさしくそのとおりである、という知(τὸ γνῶναι)を、万が一にも、余すところなく(ἰκανῶς)手に入れた(λάβη), と仮定するに

しましても (ἐὰν ἄρα καὶ), しかし, その^(ご)後に (μετὰ … τοῦτο [メエタア・…トウウトオ]), 他の市民からの・公開の審問を免れている者 (ἀννεύθυνος [アニューユウトヒューノオス]) すなわち絶対権力保持者 (ἀντοκράτωρ [アウトオクラアトオール]) として国家を統治することになるものと仮定しますならば, 総じて人間なるものが, あの・大切な信条 (τοῦτο τὸ δόγμα [トウウトオ・トオ・ドオグマア]) を守り通すこと [／「共同の利益」の〈追求〉の《優先》を「意志」し・「行動に移す」こと] など, 決して, あり得ないのですし, すなわち, 国家の中で, 共同の利益 [の追求] が個人の利益 [の追求] の^(さき)先に立ち, 個人の利益 [の追求] が共同の利益 [の追求] の^(あと)後につき従う, というふうにして, 共同の利益を^(はぐく)育みながら, 生涯を過ごすなど, 決してあり得ないのであって, …」⁵⁵⁾。

v) 上掲の立論が, α) 「総じて人間なるもの」を, 「国家」の「統治」者, しかも, 「他の市民からの・公開の審問を免れている」「絶対権力保持者」と〈想定〉していることの〈意味〉は,

β) (再言すれば), 「総じて人間なるもの」が, —「国家」の「統治」者ならずとも, 一般に —「共同の利益」の〈追求〉を《優先》させる「意志」と「行動」とを〈全く迫られることのない〉境遇に〈放置〉される時には,

γ) 「総じて人間なるもの」の〈内部〉にある・しかし, 「理性」の〈能力〉の《欠落》した「人間の自然本性」からは, δ) とりもなおさず, 「理性」による《教示》という《作用》・「統御」・「支配」を受けることの《ない》「欲望を抱く能力」からは,

ε) ひとり自らの「個人の利益」のみを〈追求〉する「欲望」が, 発するに《すぎない》, — というところにあるのである。

vi) 果たして。「賓客」は, 上掲につづいて, こう述べるのである。

「…生涯を過ごすことは, あり得ないのであって, 死を免れぬものとして

55) “L.” IX. Burnet, 875 · b, 1-6

の人間の自然本性 (*ἡ θνητὴ φύσις* [ヘエー・トフネエーテエー・プヒユスイス]) は、総じて人間なるものを、他人の取分と等しかるべき・自分の取分以上の取分の取得 (*πλεονεξία* [プレオンエクスイアー]) と、私利の追求 (*ἰδιοπραγία* [イディオプラァギィア]) とへ向かって、ひたすらに (*ἀεί* [アエイ]) 駆り立てずにはいないのです (*ὀρμήσει* [ホオルメエーセエイ]。‘ὀρμᾶν’の「直接法・第三人称・単数・未来」形。ここで「未来」形は、〈必然〉を表示)⁵⁶⁾。——

エ) だがしかし。 i) α) 「理性」という〈能力〉により「社会内分業」の〈論理〉を《教示》されることの《ない》場合の「欲望を抱く能力」からは、

β) 〈なにゆえに〉、「個人の利益」〈のみ〉を〈追求〉する「欲望」が、——ないしは、「他人の取分と等しかるべき・自分の取分以上の取分の取得」の「欲望」、総じて「私利の追求」に向かう「欲望」が、——発するのであるか。

ii) 「賓客」=プラァトォーンは、その〈根拠〉を、当の「欲望を抱く能力」すなわち「死を免れぬものとしての人間の自然本性」とは、以下に見る《運動》を行うものにほかならない、——というところに置くのである。すなわち、

「と言いますのは、死を免れぬものとしての人間の自然本性とは、理性に背いて (*ἀλόγως* [アロォゴォース])、一方では、総じて苦しさ・辛さ (*ἡ λύπη* [ヘエー・リュエーペエー]) を回避するもの (*φείγουσα* [プヘエウグウサア]) であり、他方で、総じて楽しさ・悦び (*ἡ ἡδονή* [ヘエー・ヘエードォネエー]) を追求するもの (*διώκουσα* [ディオークウサア]) であるからなのです⁵⁷⁾。

iii) 上掲にあって、「人間の自然本性」ないし「欲望を抱く能力」の行う《運動》が、「理性に背い」たものである、とされる〈意味〉は、つぎのものである

56) “L.” IX. Burnet, 875 · b, 6–7

57) “L.” IX. Burnet, 875 · 7–8

る。

α) 「楽しさ・悦び」という〈内部感覚内容〉は、もとより、「個人」がもち得る以外のものではないから、

β) 「楽しさ・悦び」の〈内部感覚内容〉の「追求」、(正しくは、これを惹き起こす〈原因〉たる〈事柄〉の「追求」)は、それ自体では、「個人の利益」の〈追求〉であるにほかならない。

γ) そこで、もし「人間」が「理性」の〈能力〉をそなえているのであれば、「社会内分業」の〈論理〉を「知る」「理性」による《教示》の《作用》を受けた「欲望を抱く能力」から発する「欲望」・「意志」は、上記・β)の「個人の利益」の〈追求〉よりも、「共同の利益」の〈追求〉を《優先》させる「欲望」・「意志」なのであるから、

δ) それゆえ、その「欲望」・「意志」は、「楽しさ・悦び」(ないし、その〈原因〉)を「回避」するはずであり、逆に、「苦しさ・辛さ」(あるいは、その〈原因〉)を「追求」するはずである。

iv) ということは、α)「楽しさ・悦び」を「回避」し、「苦しさ・辛さ」を「追求」する「欲望」・「意志」こそ、

β) 一方で、あの「人間の自然本性」には「背いている」ものではあるが、

γ) しかし、他方で、「理性」には「したがっている」ものであることを、示しているのであり、

v) すなわち、上記・ii)の《運動》は、ほかでもなく、「死を免れぬものとしての人間の自然本性」とは、「理性」に「背いて」(ἀλόγως)いることを、告げているのである。――

vi) こうして、α)「理性」の〈能力〉から「社会内分業」の〈論理〉の《教示》という《作用》を受けることの《ない》「欲望を抱く能力」たる「自然本性」は、

β) 『国政』にあつては、「理性を使用する能力」の行う「統御」・「支配」に「反逆」するもの、とされていたが、

γ) ここ・『法』においては、それと同じ意味で、「理性」に《背反》するもの、と言われるのである。

オ) もとより、 i) この・「理性」への《背反》こそ、

α) 「欲望を抱く能力」をして、「共同の利益」の〈追求〉よりも「個人の利益」の〈追求〉を《優先》させる「意志」・「欲望」そして「行動」を発せしめるものであり、

β) とりもなおさず、「国家」を〈不「成立」〉に畢らしめるものであるから、

ii) 前掲・エ), ii) の所論につづいて、「賓客」が、つぎのように述べるのは、当然である。すなわち、

「…追求するものであるからなのです。しかし、死を免れぬものとしての人間の自然本性は、まことに正しい事柄 (*τὸ δικαιότερον* [トオ・ディカァイオテェロオン])。「共同の利益」の〈追求〉の《優先》⁵⁸⁾と、まことに有利な事柄 (*τὸ ἀμείνον* [トオ・アメィイノオン])。「国家の利益」と「個人の利益」との《両立》⁵⁸⁾とを、差し置いて (*ἐπίπροσθεν* [エピィプロオストヘエン]), あの方 [／「他人の取分以上の取分の取得」と、「私利の追求」と]を、優先せしめずにはいない (*προστήσεται* [プロオステェーセェタァイ]) のです、…」⁵⁹⁾。——

カ) そして、ついで、プラトーン＝「賓客」は、「人間の自然本性」における・「理性」の〈能力〉の《欠落》から、以上に述べられた経緯をつうじて《必然》に〈帰結〉する事態を、つぎのように結論として示すのである。

「その結果として、死を免れぬものとしての人間の自然本性によって産み出された・あらゆる種類の災禍 (*πάντα κακὰ* [ハァンタァ・カァカァ]) の暗黒が、自然本性自身と国家全体とを、隅々まで埋め尽さずにはいないの

58) cf. 本稿・本・5), h), 前出・オ), ii)

59) “L.” IX. Burnet, 875 · b, 8-c, 2

です」⁶⁰⁾。――

i) 上掲について言えば。 α) 「人間の自然本性」とは、「社会内分業」の〈論理〉を「知る」「理性」の《教示》を受けることの《ない》「欲望を抱く能力」以外のものではないのであったから、

β) これによって「産み出された」「災禍」で「国家全体」を「隅々まで埋め尽さずにはいない」ものとは、

γ) 「賓客」が用いていた表現を以ってすれば、「市民」の「分裂」のことであり、すなわち、「国家」の「分裂」ないし〈不「成立」〉のことでなければならぬ。

ii) しかし、他方。プラトーンが、また、「人間の自然本性」から「産み出された」「災禍」が、「自然本性自身」を「隅々まで埋め尽さずにはいない」、としているのは、〈なに〉を意味しているのであろうか。

α) 既に見たとおり⁶¹⁾、「理性を使用する能力」の「統御」・「支配」下にある「欲望を抱く能力」の「自己固有の働き」とは、「人間」「一人ひとり」の「生存」の「確保」にとり〈羅針儀〉たるところにあるのであって、

β) (「前出・エ」, ii) のように)、「自然本性」が、「楽しさ・悦び」(ないし、その〈原因〉)を「追求」し、「^(つら)苦しき・辛さ」(ないし、その〈原因〉)を「回避」する、という《運動》は、本来は、その「自己固有の働き」を意味しているのである。

iii) しかるに、 α) 「自然本性」から「産み出された」「災禍」たる・「国家」の「分裂」ないし〈不「成立」〉とは、ほかでもなく、「社会内分業」の〈非存立〉であり、

β) そして、その〈非存立〉とは、直ちに、「人間」「一人ひとり」の「生存」の《不可能》である。

60) “L.” IX. Burnet, 875・c, 2-3

61) cf. 本『経済と経営』。第26巻・第1号。1995年6月。152-159ページ

iv) しかも。 α) 「社会内分業」の〈非存立〉とは、また、
 β) 「欲望を抱く能力」が、「理性」から《作用》を受けること《なく》、
 γ) それゆえ、「共同の利益」の〈追求〉を「差し置いて」、ひたすらに「個人
 の利益」としての「楽しさ・悦び」を「追求」し、もっぱら「個人」の〈不
 「利益〉としての「^(つら)苦しき・辛さ」を「回避」することに、ほかならないの
 であった。

v) そこで。上記・i) - iv) の事態が〈意味〉するところを考えれば、それは、

α) 「理性」の〈能力〉の《欠落》のもとにおける「人間の自然本性」すな
 わち「欲望を抱く能力」とは、

β) 「人間」「一人ひとり」の「生存」の「確保」にとっての〈羅針儀〉た
 る「自己固有の働き」を《喪失》した「能力」であり、

γ) 「人間」の「生存」の《不可能》を〈必然〉ならしめる「能力」に《転
 換》したものにほかならない、—— ということを示しているものなのである。

δ) 問われていた事柄—— すなわち、「人間の自然本性」から「産み出され
 た」「災禍」が、「自然本性自身」を「隅々まで埋め尽さずにはいない」とさ
 れることの〈意味〉—— は、以上に記したものである、と考えられる。

k) さて。「賓客」=プラトーンは、ア) これまでの立論の・ことごとく
 にあって、i) α) 「人間の自然本性」には「理性」の〈能力〉が《欠
 落》している、とする《前提》をとってきたのであるが、

β) しかし、その《欠落》の〈証左〉を、なんら、示していなかったことも、
 また事実である。

ii) とすれば、 α) 当然のこととして〈問われる〉のは、

β) これまでに示されたとおり、「国家」の「成立」にとり《不可欠》な諸々
 の機能を有する「理性」の〈能力〉の《欠落》を《免れている》「自然本性」
 をそなえた「人間」なるものは、いったい、《存在しない》のであるか、——
 という事柄である。

イ) 「賓客」は、 i) この〈問い〉を予想していたかのように、

α) まず、これまでの立論——「法」の(「制定」と〈遵守〉との)《必然》の「理由」は、「人間の自然本性」における・「理性」の〈能力〉の《欠落》に帰着する、という立論——を裏返して、

β) ——「理性」の〈能力〉の《欠落》〈なき〉「自然本性」をそなえた「人間」が〈存在する〉とすれば、その「人間」にとって、「法」は《不要》である、——を以って答え、

γ) とはいえ、しかし、(後出のとおり)、——そうした「自然本性」を有する「人間」は、「実のところでは、寥寥たる以外には、どこにも、…存在しない」のであって、

δ) それゆえに、「理性」の「次善の方途」として「法」が《必然》となる、——とする・新たな立論に移るのである。

ii) すなわち、「賓客」は、前掲のように、「理性」の《欠落》した「自然本性」(たる「欲望を抱く能力」)から「産み出される・あらゆる種類の災禍の暗黒が、…埋め尽さずにはいないのです」、と語った後に、翻って、まず、こう述べるのである。

「尤も (ἐπεὶ [エペエイ])。願わくんば (εἴ ποτέ [エイ・ポオテエ])、総じて人間なるもの (τις) が、神の意向 (θεῖα μοῖρα [トヘエイア・モオーオイラァ]) により、人間のそなえる自然本性 (ἀνθρώπων φύσις [アントフロオーポーン・フヒユスイス]) の上で欠落を免れている者 (ἰκανός) として生みなされ、したがって、前述の事柄 (ταῦτα [ターアウタァ]。「共同の利益」の〈追求〉を《優先》させる「行動」をとること) を学ぶ (παραλαβεῖν [パララァベエイン]) 力を [神の意向により] そなえた者であるとしますならば、総じて人間なるものは、わが身を支配すべき法 (νόμοι … οἱ ἀρξούντες ἑαυτοῦ [ノオモオイ・…ホオイ・アルクソンテェス・ヘエアウトウウ]) を、なに一つ、必要とせずに済ますことができるのですけれど

も」⁶²⁾。

iii) そして、つづいて、「賓客」=プラトーンが示すのは、もとより、こうした「自然本性」をそなえた「総じて人間なるもの」にとっては、「法」が《不要》である、とすることの〈根拠〉であって、それは、こう言われる。

「なぜかと言いますと、理性(νοῦς [ヌウーウス])が、実際に自然にしたがって(κατὰ φύσιν [カァタァ・プヒユスイン]), 純粹で(ἀληθινὸς [アレエトヒイノオス])・自由な(ἐλεύθερός [エレエウトヘエロオス]) 理性でありさえすれば、いかなる法(νόμος [ノオモオス])にせよ、いかなる掟(τάξις [タァクスクス])にせよ、[神の意向により与えられた理性の力を以って学ばれる・]欠けることのない知(ἐπιστήμη [エピイステエーメエー])を凌駕する(κρείττων [クレエイトトォーン])ことなど、ありはしないからですし、それに、理性が、もとより、どのような法・掟てにも服従するもの(ὑπήκοος [ヒユペエーコオオス])ではなく、また、そのの奴隷(δοῦλος [ドゥウーウロオス])でもなくて、あらゆる法・掟てを支配するもの(ἀρχων [アルクホォーン])であることこそ、適切・正当な事柄(θέμις [トヘエミイ])であるからなのです」⁶³⁾。――

iv) 上掲にあつて、α) 「理性」が「自然にしたがって」と言われる時の‘κατὰ φύσιν’とは、

β) もとより、既に『国政』について見られたとおり⁶⁴⁾、一方に「理性を使用する能力」と「気魄に充ち満ちる能力」と、他方に「欲望を抱く能力」との間の・各々の「自己固有の働き」に「適合」した(・前・二者の・後者にたいする)「統御」・「支配」の《当為》の〈秩序〉を表わす「自然」に、「したがった」(すなわち、上記の「統御」・「支配」の《当為》の〈秩序〉に「し

62) “L.” IX. Burnet, 875・c, 3-6

63) “L.” IX. Burnet, 875・c, 7-d, 2

64) cf. 本『経済と経営』。第26巻・第1号。1995年6月。133ページ以下

たがった) —— の意にほかならない。

γ) それゆえ、「理性」が「自然にしたがって」とは、当の「理性」が、「欲望を抱く能力」にたいし、「社会内分業」の〈論理〉を《教示》する《作用》を行い、「統御」・「支配」を行うことにより、「共同の利益」の〈追求〉を《優先》させる「意志」・「欲望」を、それゆえ、また「行動」を、発せしめる《立場に立っている》ことを、表示しているのであり、

δ) すなわち、「理性」が、その「自己固有の働き」にかんして、「欲望を抱く能力」からの「反逆」を、すなわち、《攪乱》を蒙っては《いない》、ということ、語っているのであって、

ε) プラトーンは、「理性」がかかる《立場に立っている》ことを指して、「理性」が「純粹」であることであり、とりもなおさず、「自由」であることである、とするのである。

ν) だが同時に、「賓客」=プラトーンは、つづいて、「理性」の「自由」を、以下に見る経緯にしたがい、「法」・「掟て」との関係においてもまた規定するが、これも当然のこととしなければならない。すなわち、

α) 「理性」が、「自然にしたがい」、「欲望を抱く能力」にたいして、(上記・iv), γ) のように)、「共同の利益」の〈追求〉を《優先》させる「意志」・「欲望」そして「行動」を発せしめる《作用》を行うに足りるものであるためには、

β) 「総じて人間なるもの」のそなえる「理性」は、(前掲を再言すれば)、「前述の事柄」にかんする「知」を「万が一にも、…手に入れた」と「仮定」される底の〈架空〉のものであることは、許されないのであり、

γ) 「理性」は、「神の意向によって」与えられた・《高貴》な〈能力〉であり、しかも、「神の意向による」ものなればこそ、「前述の事柄」を「学ぶ」〈能力〉たる「理性」であるのでなくてはならず、

δ) その上、かかる「理性」が「学ぶ」・あの「事柄」の「知」は、たんなる「知」ではなく、当の「事柄」を「行動に移す」に足りる「知」であり、

すなわち、かかる「行動」の原動力たる・その「事柄」にたいする「意志」を、「欲望を抱く能力」に発せしめるに足りる「欠けることのない知」でなければならない。

vi) とすれば、逆に言って。 α) かかる「欠けることのない知」を「学ぶ」「理性」を「神の意向によって」得ている「総じて人間なるもの」は、

β) (上記・v), α) のとおり), 自らの「理性」の〈能力〉と、その《作用》による「欲望を抱く能力」との《協力》を以って、前掲の「事柄」(ないし、「社会内分業」の〈論理〉)を、「行動に移す」ことができ、すなわち、「国家」を「成立せしめ」《得る》ものなのであって、

γ) それゆえ、「国家を成立せしめる技術」の〈第一〉に位するものとして「制定」され・〈遵守〉されるべき「法」・「掟て」は、もともと、かかる「総じて人間なるもの」にたいしては、《存在理由》つまり《存在根拠》を《有し得ない》のものであることになる。——

vii) このように「法」・「掟て」が《存在根拠》を《もち得ない》ことを〈意味〉するのが、

α) 前出・ii) のとおり、——「総じて人間なるものは、わが身を支配すべき法を、なに一つ、必要とせずに済ますことができる」、——すなわち「法」は《不要》なり、とする表現に、

β) また、前出・iii) のように、——「いかなる法にせよ、いかなる掟てにせよ、[神の意向により与えられた理性の力を以って学ばれる・] 欠けることのない知を凌駕することなど、ありはしない…」、——とする・「法」は《無力》なり、の文言により、

γ) つづいて、また、——「理性が、もとより、どのような法・掟てにも服従するものではなく、また、その奴隷でもなくて、…」、——とする・上記と同趣意の言表を以って、それぞれに語り出されている・「理性」の・「法」・「掟て」《からの》「自由」なのである。

viii) そして、 α) ——「理性が、…あらゆる法・掟てを支配するものであ

る…」——とする規定は、「理性」の「法」・「掟て」《にたいする》「自由」を告げるものであり、

β) かかる「自由」とは、言うまでもなく、——「総じて人間なるもの」の「自然本性」に、上記の「理性」の〈能力〉が《欠落》しているゆえに、「法」・「掟て」の「制定」が《必然》となる時に、「法」・「掟て」を「制定」するのは、「国家を成立せしめる技術」を用いる者としての「立法者」ではなく、
「立法者」の「理性」である、——ということにほかならない。

1) だが、しかし。ア) 「賓客」=プラトーンが、つづいて、告白せざるを得ないのは、i) 上記のように、「法」・「掟て」を《俟たず》、それに《よらずして》、「総じて人間なるもの」に「国家」を「成立せしめる」に足りる「理性」を、「神の意向によって」そなえている「人間」は、

ii) しかし、〈事実〉としては、その数、まことに《稀》であり、〈無きに等しい〉、——ということである。

「ところが、実のところは (*ὄν δὲ* [ニューエン・デェ]), そうした人間は、寥寥たる (*κατὰ βραχύ* [カアタア・ブラアクヒユ]) 以外には、どこにも、どう見ましても、存在するものではないのです (*οὐ γὰρ ἔστιν οὐδαμῶν οὐδαμῶς, ἀλλ' ἢ κατὰ βραχύ* [ウ・ガアル・エステイン・ウダムウーウ・ウダアモオーオス, アッル'・エー・カアタア・ブラアクヒユ])」⁶⁵⁾。

イ) i) プラトーンが、ここで、「寥寥たる以外には」としているのは、『ゴオルギイアース』に見られる⁶⁶⁾ように、ソークラテエースが、「国家を成立させる技術を自分のものとする」時にも「手を携え」るのは、「アトヘエーナアイの・ごく少数の人々と」であるにすぎない、と述べている事態である、と思われる。

ii) そして、かかる事態が、『国政』にあっては、「欲望を抱く能力」をも、

65) “L.” IX. Burnet, 875 · d, 2-3

66) cf. 前出脚注・46)

「世間一般の慣わし」と言わしめる状況であったのであり、また、『法』にあつては、「人間の自然本性」には、「理性」の〈能力〉が《欠落》している、とする《前提》の上に立論を構築させる状況であったことは、言うまでもない。

m) さて。それゆえ。ア). このところに《必然に》現われざるを得ないものが、前出・i), イ) にふれた・立論の《矛盾》である。すなわち、

i) プラトーンの・根源にある理論によれば、

α) 「人間」「一人ひとり」の「生存」の「確保」は、「社会内分業」〈社会〉としての「市民融合体」の「確立」・「国家」の「成立」を、「必要不可欠」とするものであり、

β) そして、「国家」を「成立せしめる」ものは、「社会内分業」の〈論理〉の・「欠けることのない知」を産出する・「理性」の〈能力〉と、この「能力」からの・上記の〈論理〉の《教示》とであるにも拘らず、

ii) 「賓客」=プラトーンは、α) かかるものとしての「国家」をいかにかして「成立」せしめんとする立論にあたり、

β) こともあろうに、立論の《前提》を、——「人間の自然本性」には、上記の・「理性」の〈能力〉が《欠落》している、——というところに置き、

γ) すなわち、「人間の自然本性」とは、「理性」の〈能力〉からの《作用》を受けることの《ない》・また、したがって、「理性」と《協力》することの《ない》「欲望を抱く能力」以外の・なにもものでもない、——とするのであり、

δ) とりもなおさず、「国家」を「成立せしめ」ることの《あり得ない》《前提》を置き、

ε) その上、その《前提》が、果たして、《事実》によって裏付けられる、旨を明言しているのであって、

iii) それゆえ、上記・i) と ii) とは、紛れもなく、立論が《矛盾》に陥っていることを、示すものである。

イ) しかし、「賓客」にとっては、i) α) この《矛盾》を立論から〈除去〉することが、β) とりもなおさず、「法」の（「制定」と〈遵守〉との）

《必然》の《根拠》を語ることになる。

ii) すなわち、 α) (再言して), 「国家」を「成立せしめる」ものが、《まず第一に》「理性」の〈能力〉であるにも拘らず、

β) 「理性」の〈能力〉が、「総じて人間なるもの」に《欠落》している、とする立論が生ぜしめる《矛盾》は、

γ) 「国家を成立せしめる技術」としての〈機能〉の上で「理性」に《次ぐ》もの・《第二》に位するものを、「理性」に《代置》して〈第一〉におく立論、

δ) そして、当の・《第二》のものとは、「総じて人間なるもの」《ならざる》「立法者」が「制定」した「法」・「掟て」ではあるが、しかし、「立法者」の「理性」の《表現》として、「総じて人間なるもの」の「自然本性」たる「欲望を抱く能力」に「社会内分業」の〈論理〉を《教示》する《作用》を行うものであって、なればこそ、「総じて人間なるもの」がそなえるべかりし「理性」にとって《第二》のものであり、(後出のように)、プラトーンにより「次善の方策」と呼ばれるものであり得る、——という立論によって、〈除去〉されるはずである。

iii) とはいえ。 α) 「賓客」=プラトーンにあっては、「総じて人間なるもの」は、 β) 「神の意向」により与えられた「理性」を以って「欠けることのない知」を「学ぶ」「力をそなえた者」である、とまで〈想定〉され、

γ) それゆえ、また、「法」・「掟て」を《超越》するものと〈想定〉された存在であってみれば、

δ) 「賓客」=プラトーンの《心情》は、一方に、「神の意向」によって与えられる「理性」を《高き》に置くものであり、他方に、「法」・「掟て」を《低き》に見るものであることは、もとよりであって、

ϵ) これは、丁度、「最低限必要不可欠な国家」と、「欲望に耽る国家」とが、「正義」と「不正義」との・それぞれの「国家」への《生得》という視点から〈対置〉されていたにも拘らず、ソークラテース=プラトーンの《心情》は、前者の「国家」を《高き》に置き、後者の「国家」を《低き》に見

ることを免れなかったのと、《等しい》。

iv) それゆえ、「賓客」は、 α) 前掲のとおり、「理性」の〈能力〉を含む「自然本性」をそなえた「人間」は、《事実》として、「寥々たる」ものである、ということ「理由」に挙げながらも、

β) しかし、〈已むを得ず〉「法」・「掟て」に〈よらざるを得ない〉とし、すなわち、なお、「理性」を《高き》に置き、他方、「法」・「掟て」を《低き》に見る《心情》の中で、つぎのように、「法」を〈規定〉するのである。

「こうした理由があればこそ ($\delta\iota\delta\ \delta\eta$ [ディオ・デー]), 次善の方途 ($\tau\acute{o}\ \delta\epsilon\acute{\upsilon}\tau\epsilon\rho\omicron\nu$ [トオ・デエウテエロオン]) として、掟て ($\tau\acute{\alpha}\xi\iota\varsigma$ [タァクスイス]) すなわち法 ($\nu\acute{o}\mu\omicron\varsigma$ [ノオモオス]) を、選ばざるを得ないのです」⁶⁷⁾。――

n) ところで。ア) もとより、i) 前述のように、 α) 「法」は、「理性」によって「制定」される以外になく、 β) そして、「制定」されるものである以上、ii) 「法」を「制定」するのは、(『法』にあって「賓客」が想定されている)「立法者」($\nu\omicron\mu\omicron\theta\acute{\epsilon}\tau\eta\varsigma$ [ノオモトヘエテエース]) の「理性」である。イ) ところで。i) α) 「市民」たるべき「人間」が、「法にしたがって生きる」とは、 β) 「法」が、「人間」にあの〈論理〉を「行動に移」さしめる《力》であり、 γ) すなわち、「制定」された「法」は、〈執行〉されなければならない、ということにほかならない。

ii) そして、「法」の〈執行〉とは、 α) 「法」が、《あらゆる》「人間」にわたり《普遍》に、 β) しかし、《個々》の「人間」の・《個別》の「行動」に、〈適用〉され、 γ) 《個別》の「行動」が、「法」に〈合致〉するか〈否〉かを、《審理》し、そして、《裁決》を下すことである。

iii) しかるに、 α) 「法」が、このように、一方に《普遍性》をもち、しかし、他方に、《個別》の「行動」に〈適用〉されなければならないところから、帰結するのは、 β) 「法」が、《審理》・《裁決》にあたり、該当する「人

67) "L." IX. Burnet, 875 · d, 3-4

間」の「行動」にかかわる・《個別》の「悉く」を「勘案し、考量」し尽すのは、《不可能》である、ということであって、前掲につづき「賓客」が述べるのは、この事柄である。

「言うまでもありませんが、法は、[裁決にあたり個別の事態を、] 大づかみには (*ὡς ἐπὶ τὸ πολὺν* [ホオース・エピイ・トオ・ポオリュ]) 勘案し考量することができます (*ὄρα καὶ βλέπει* [ホオラァーア・カァイ・トオ・ブレュペエイ]) が、悉くにわたって (*ἐπὶ πάν* [エピイ・パァーァン]) 勘案し考量し尽す力はないのです⁶⁸⁾。

ウ) それゆえ、 i) α) 「立法者」としては、かかる「勘案」・「考量」と、それに基づく「裁決」との〈ある範囲〉を、「法廷」(*δικαστερία* [ディカァステリィア]。pl. ; sg. ‘-ρίον’ [-リィオン]) における「裁決者」(*κριταί* [クリィタァイ]。pl. ; sg. ‘κριτής’ [クリィテース])。「裁判官」)に「委ねる」ほかは、ない。 β) プラトーン＝「賓客」は、その〈範囲〉を、「殆ど」である、とし、その理由と共にこう述べている。

「ところが、私たちが法を制定する対象である市民は、…[裁決にあたり]まことに適正を得た裁決者となることができるもの、と私たちは考えているのですから、[裁決の範囲の] 殆どを (*τὰ πλείστα* [タァ・プレァーエイス タァ]) を、こうした人々に委ねざるを得ない (*ἐπιτρεπτέον* [エピィトレェプテォン]。<‘ἐπιτρέπειν’ ([エピィトレェペエイ]。‘委ねる’)) のは、もとよりのことです⁶⁹⁾。

ii) しかし、 α) このように、「裁決者」となる「市民」が「[裁決の範囲の] 殆ど」を「立法者」から《委任》される、とするならば、 β) 「立法者」が、自らの「理性」により、かかる「市民を対象に制定する」「法」とは、いったい、《なに》であることになるのか。 γ) 「賓客」＝プラトーンは、――

68) “L.” IX. Burnet, 875 · d, 4-5

69) “L.” IX. Burnet, 876 · d, 4-6

その「法」とは、「裁決者」が「裁決」にあたり「正しさ」を逸しないために《必ず従うべき》「範例」である、——と語っている。

「そうですとも。私がこれまでの法の制定 (*ἡ τῶν ἐμπροσθεν νομοθέτησις νόμων* [ヘー・トォーオン・エムプロオストヘエン・ノオモトヘエテエーシス・ノオモオン]) にあたって繰り返して述べ、また、そうしてきましたとおり、陪審員 (*δικασταί* [ディカアスタアイ]。pl.; sg. *δικαστής*) ([ディカアステエース]。「裁判官」。「裁決者」。アトヘエーエナアイでは「陪審員」) に、[裁決にさいし] 決して、正しさ (*δική* [ディケエー]) を踏み外すことがないための範例 (*τὰ παραδείγματα* [タァ・パアラァデイグマァタァ]) を示してやること、それが、これまでも最も正しい事柄でありましたから、したがって、今の場合にもその・同じことをする以外にはないのです⁷⁰⁾。

iii) α) 上掲中の「範例」(*τὰ παραδείγματα*) (pl.; sg. *τὸ παράδειγμα*) の概念は、アリイストテエレエースが“*Τὰ Μετὰ Τὰ Φυσικά*” (『形而上学』) において、プラアトォーンの用いる・*ἰδέα* ([イデエアー]) の語に相当するものと解しているところであって⁷¹⁾、β) そのことからすれば、上掲に言われる・「範例」としての「法」とは、「裁決」の「正しさ」の「イデエアー」である、と考えられるのであって、γ) なればこそ、対話篇・『法』は、その『第一編』を三人の対話者の——「法」の「制定者」は、「人間」ではなく、「神」である——とする・つぎの言を以って始めているのではあるまいか。

[アトヘエーエナアイからの賓客] 「外^(とつくに)国の方々よ、あなた方の国では、法の制定 (*ἡ τῶν νόμων διαθέσις* [ヘー・トォーオン・ノオモオン・ディアトヘエシス]) の栄誉を担ってきているのは、神なのですか、それとも、人間のうちの誰かなのですか」。

70) “L.” IX. Burnet, d・6-e, 5

71) cf. 本『経済と経営』。第 24 卷・第 4 号。1994 年 3 月。脚注・65) (169-177 ページ)

[[クレエテエーの人・] クレイニイアース] 「神ですよ、^(とづく)外国のお方、いちばん正しい言い方をとるのでしたら、神(θεός [トヘエオス])ということになりますね。私たちの国ではゼウスですが、こちらの賓客が見えておりますラケダアイモーンの人々の場合には、アポオルロオンと呼んでいるもの、と思います。そうではありませんか」。

[[ラケダアイモーンの人・] メギイルロオス] 「そのとおりです」⁷²⁾。——

(続稿・6), a) 以下は、次号以降)

72) “L.” IX. Burnet, 624 · a, 1-6

45) ‘πολιτικὴ τέχνη’ なる「古代ギリシャ語」については、Liddell-Scott-Jones は、「国家行政の技術」、「国政運営の技術」の意であるとし、プラトーンの対話篇・『プロオクタゴラアース』・319 · a と、『ゴオルギイアース』・521 · d とに用いられている語義が、それである、としている。(Greek-English Lexicon : p. 1435)。

しかしながら、少なくとも、プラトーンが『プロオクタゴラアース』・319 · a で、初めてこの語を用いた時に与えた語義は、Liddell-Scott-Jones の示すところとは異なり、本稿で解するように、「国家を成立せしめる技術」というところにある、しなければならない。

そのことの理由は、この対話篇に見られる・以下の・三つの事柄、すなわち、

a) ‘πολιτικὴ τέχνη’ の・プラトーンによる〈規定〉、

b) プラトーンにあっての・「技術」と、「人間」の《能力》ないし「徳」(ἀρετή [アレテエー]) との〈同一視〉、

c) そして、「人間」が‘πολιτικὴ τέχνη’ すなわち、‘πολιτικὴ ἀρετή’ に「^(あずか)与ることによってのみ「国家」は「成り立つ」のであり、「^(あずか)与るのでなければ」、「国家」は「成り立ち得」ないし、「存在しない」、——とする〈立論〉とであって、

この三点は、以下に順次に見るとおりである。

a) まず。プラトーンは、対話篇・『プロオクタゴラアース』にあって、「国家を成立せしめる技術」(πολιτικὴ τέχνη [ポオリイーティケエー・テクフネエー]) とは、「人間」(άνδρες [アンドレス]) をして「徳をそなえた市民」(ἀγαθοὶ πολῖται [アガトホオイ・ポオリイータイ]) 「たらしめる」(ποιεῖν [ポイエー

エイン])「技術」である、としている。(“Πρωταγόρας.” Burnet, 319・a, 4-5)

a) - 1) この〈規定〉は、——「ソポヒステュース」であるプロオータゴォラァースが、自分の弟子に教える学科は、「家治についての要諦、すなわち、己れの家政をこの上なく見事に運営できる方法」であり、また、「国家の統治を、担当もし、かつ、これを公知せしめるのにこの上もなく有能な人間なり得る方法」である、と語るのにたいし、プラトォーンが、ソークラァテュースをして、

「…私には、あなたが、国家を成立せしめる技術のことをおっしゃっておられるように思われるのですし、すなわち、人間を、徳をそなえた市民たらしめる、と約束なさっておられるように聞こえるのです…」と応じさせ、そして、プロオータゴォラァースが、これを《肯定》して、

「いや、立ち入って申せば、とプロオータゴォラァースは言った。ソークラァテュースさん。まさにそのことこそ、私が世間に公表している約束事なのですよ、(Burnet, 318・e, 5-319・a, 7) ——

とするところから知られるものである。

b) ところで、プラトォーンは、‘πολιτικὴ τέχνη’とは、上記の「技術」である、としながらも、ソークラァテュースに、

「市民」がそなえるべき・当の「徳」は、「教えることができる底のもの」(διδακτόν [ディダクトォン])では「ない」(οὐ [ウ])、と言わしめるのであって、この立場は、対話篇・『メノォーン』(後出・脚注・39・a)におけるそれと〈同一〉である。(Burnet, 319・a, 4-b・3; 319・d, 6-7)

b) - 1) けれども、プラトォーンは、ここでは、その立場に〈固執せず〉に、ソークラァテュースをして、プロオータゴォラァースに向かい、

「そうですとも。あなたが、私たちに、徳は、教えることができるものである、ということ、それこそはっきりと示すことができなれるのであれば、お断りなどなさらずに示して戴きたいものですな、——と慫慂せしめ、(Burnet, 320・b, 8-c, 1),

これに答えて、プロオータゴォラァースは、まず、「神々」が「人間」に《与えた》・さまざまな《能力》と「技術」と「徳」との変遷を、つぎのように述べるのである。

すなわち、

——かつて、「人間」は、「食料を得るための製作技術」は授けられていたが、「野獣との戦いのための技術」は、「欠いていた」。それは、「戦いの技術」は、「国家を成立せしめる技術の一部」であるのに、「人間」は、「未だ、後者の技術をもってはいなかつ

た」からである。したがって、「人間」は、「仲間をつくり、すなわち都市を築いて、野獣から身を守る道を求めた」けれども、

しかし、「もとより、国家を成立せしめる技術をもたぬ以上、仲間をつくれば必ず互いに侵害し合い、その結果、人間はまたしても分散し、それゆえ、滅んでいった」。

「そこで、[大神] ゼウス (Ζεύς) は、私たち・人間の種族が、ことごとく地上から姿を消すのではないかと案じ、[子息] ヘルメーエス (Ἑρμῆς) を遣して、人間の魂の中に、欲望の程のよさを得る感覚(αἰδώς [アイドオース])と、正しさ(δική [ディケエー])の感情とを、植えつけさせよう(ἀγειν [アゲイン])とした。これは、その二つのものから、国家の秩序が生じ、友愛に基づいて人間を国家に融合させるところの絆が、生まれるように、と期待したからであった」。

ところで、ヘルメーエスは、ゼウスの意向を伺って言う。「いったい、どのような仕方で、この二つのものを、『与えたらよろしいものでしょうか』。『ほかの技術は、医療者だけが医療の技術をもち、数多くの素人^(しろうと)にはそれが欠けておりますし、また、その他の手工製造職人の場合も、同じことで、別々の人間に割り当てられておりますが、この二つも、『それと同じ仕方 [/ 分業] で、人間のあいだに分けるべきでしょうか。それとも、万人悉くに(ἐπι πάντας [エピイ・パアンタアス])に割り当てるべきでしょうか』。

『万人悉くに、じゃ』とゼウスは言った。「万人悉くが、この二つに与^(あずか)るようになるのが目的じゃ(πάντες μετέχοντων [パアンテェス・メテェクホオントォーン])。言うまでもなく、ほかの技術なみに、僅かな数の人間しか(οἱ ὀλίγοι [ホオイ・オリイゴイ])、この二つに与^(あずか)れぬとあれば、国家なるものは成り立つを得ない(οὐ γὰρ ἀν γένοιοντο πόλεις [ウ・ガアル・アン・ゲエノイントォ・ポオレイェイス])のじゃ』。——(Burnet, 322・b, 3-d, 4)

b) - 2) 上掲によって知られるのは、——「技術」とは、また、「人間」の《能力》でもあり、とりわけ、「国家なるもの」を「成り立」たせる「技術」・《能力》とは、「欲望の程のよさを得る感覚」と「正しさの感情」とを《源》とする《能力》、それゆえ、「徳」である、——ということであって、

b) - 3) したがって、「πολιτικὴ τέχνη」なる概念は、「国家を成立せしめる技術」(ないし、《能力》、また、後に見るとおり、「国家を成立せしめる」「徳」)を表示するものである、と解さなければならない。

c) ところで、「徳」の《源》である・上記の「感覚」と「感情」とは、ヘルメーエスすなわち「神」から、「植えつけ」られ、「与え」られ、「万人悉く」に「割り当て」

られ、「分け」られることによって、「教え」られたものであるのであったし、

c) - 1) そして、「国家を成立せしめる技術」と、「国家を成立せしめる徳」とは、
〈同一〉のものであるから、

c) - 2) 以上の《帰結》が、プロオクタゴラアースによって、つぎのように述べられることになる。

「アトヘエーナアイの市民であれ、他の市民であれ、すべて、正義 (*δικαιοσύνη* [ディカイオシユネエー]) と欲望の適正 (*σωφροσύνη* [ソオープフロシユネエー]) との道を辿らざるを得ない・国家を成立せしめる徳にかかわる・公開の討議には、市民全員の参集を認容するのは、理の当然であり (*εὐκότως* [エイコトオース])」…。 (Burnet, 323・e, 2-333・a, 2)

c) - 3) すなわち。「国家を成立せしめる徳」であり、「技術」であるものは、「神」から「万人」・「全員」に「割り当て」られた「正義」と「欲望の適正」とを《源》とするものにほかならないのである。

c) - 4) それゆえ、つづいて、語られるのは、「市民全員」がかかる「徳」にかかわる「公開の討議」に「参集」することを「認容」する《根拠》である。

「理の当然と言う理由は、万人 [／全員] が、かかる・大切な徳に^(あずか)与らなくては^(あずか)いけない、というところがあり、^(あずか)与るのでなければ、国家は存在しなくなることを免れない、というところにある」。 (Burnet, 323・a, 2-3)

d) こうして、'πολιτικὴ τέχνη'なる概念は、「国家を成立せしめる技術」を、《能力》を、「徳」を、表示していると理解されるのでなくてはならない。